

緑の基本計画

～改定版～



樽前山・ウトナイ・太平洋を

緑でつなぐまち 苫小牧

平成28年3月

(2016年3月)

苫小牧市

苫小牧市長

岩倉 博文



はじめに

私たちのふるさと苫小牧市は、北に支笏洞爺国立公園を擁し、東には広大な勇払原野が広がる美しい自然に恵まれた都市であり、この環境は世代を超えた市民の財産です。

平成 15 年度に策定された本計画「緑の基本計画」は、従前の計画を発展・拡充したものと位置づけられますが、策定に当たっては、市民のみなさんとの検討など、市民と行政の共同作業をプロセスに取り入れています。また、その計画には市民・企業・行政が一体となって緑のまちづくりを進めていくための共通の目標を定めており、これまでに、市民植樹祭などをはじめ、様々な活動を通じ、市内は多くの緑で溢れるようになりました。

一方で、計画策定から 10 年が経過し、市内の緑は成熟期を迎えており、社会情勢や自然環境の変化によって、策定時には無かった樹木の大木化などに起因する新たな課題が生まれてきております。人口減少・超高齢社会を迎え、どのようにして課題に対応し、市民のみなさまに、安全で安心な生活環境を提供し、将来にわたり緑が市民のみなさまの憩いの場となるよう、種々の取り組みを進める必要があるため、本計画を改定しました。

本計画の改定に当たり、御指導・御協力を賜りました市民・関係者の皆さまに対し、深く感謝の意を表するとともに、本計画が苫小牧に住む私たちひとりひとりにとって緑の指針となることを期待し、巻頭の挨拶とします。

平成 28 年 3 月
(2016 年 3 月)

目次

I. 緑の基本計画の概要	1
I-1 緑の基本計画とは	-2
I-2 緑の基本計画と従来計画との関連	-3
I-3 苫小牧市における緑の基本計画の位置づけ	-4
I-4 「緑の基本計画」の改定の方針	-5
II. 緑の現状と課題	7
II-1 緑の現状	-8
II-2 緑の課題	-13
III. 計画の基本理念と将来像	17
III-1 計画の基本理念	-18
III-3 緑の将来像	-19
III-3 緑の機能及び配置方針	-23
III-4 緑の将来目標	-41
IV. 計画の基本方針と施策の体系	43
IV-1 緑を守る（緑の保全）	-47
IV-2 緑を活かす（緑の活用）	-51
IV-3 緑と暮らす（緑の活動）	-55
VI. 計画の実現に向けて	67
VI. 緑化基準	69

I . 緑の基本計画の概要

I . 緑の基本計画の概要

I - 1 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条1項の規定に基づき定められた「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。この計画は、市町村が地域の実情を十分に勘案し、自主性や創意工夫を持って、緑のまちづくりについて将来あるべき姿とそれを実現するための施策や取り組みを総合的に進めていくものです。

緑のまちづくりは、公園の整備や緑地の保全など、都市計画制度による施策だけではなく、公共施設の緑化、地域の緑化、ボランティア活動、各種イベントなどの身近な活動も大切です。このような活動により、都市をとりまくレベルの緑から、学校や個人の庭先にいたる緑まで、市民・企業・行政が連携して、緑化に関する取り組みを進める必要があります。

公共施設や民有地の緑地の保全と緑化は、施設の管理者や住民の協力を得なければなりません。それには、緑の基本計画が行政の内部文書にとどまらず、社会的なルールとして認識される必要があります。

苫小牧市では平成15年度に20年後を見据えた緑の目標、「緑の基本計画」を策定しましたが、計画策定から10年が経過したことから、目標の達成状況を把握するとともに、社会情勢や自然環境の変化などに対応するため、「緑の基本計画」を改定するものです。

I-2 緑の基本計画と従来計画との関連

(1) 従来計画

● 苫小牧市緑化計画（平成4年度）

苫小牧市緑化計画は、苫小牧市自然環境保全条例に基づき昭和56年に策定しました。その後、平成5年3月に21世紀に向けた緑のふるさとづくりを目指す、苫小牧市の緑に関わる諸計画の中核をなす計画として、新たに愛称を「グリーンフルプラン21」とし、全面見直しを行いました。公園、道路、公共施設、住宅、工場などの緑化基準を設定しており、緑の基本計画においてもこれを継承するものとします。

● 苫小牧市地域緑化推進計画（第5期：平成8年度～12年度）

地域緑化推進計画は、北海道自然環境等保全条例に基づき、緑地の目標水準と緑地の配置計画を定めるものです。苫小牧市は昭和51年に「苫小牧市地域緑化推進計画」を策定し、以後、昭和56年に第2期計画、昭和61年に第3期計画、平成3年に第4期計画、平成8年に第5期計画を策定し、自然環境の保全を図るとともに、公園整備、街路樹の整備、公共施設の緑化を推進してきました。

第6期緑化推進計画の策定においては、緑の基本計画が緑化推進計画と同等のものであると判断し、緑の基本計画に統合します。

● 緑のマスタープラン（平成10年度）

緑のマスタープランは、都市計画における基本的な計画のひとつとして定める、都市における緑とオープンスペースの総合的な整備及び保全を図るための計画となっています。苫小牧市では昭和54年3月に計画され、平成10年に3回目の変更を行っています。

(2) 緑の基本計画

● 緑の基本計画 策定（平成15年度）

緑の基本計画は、都市緑地保全法の改正により創設されたもので、従来計画である「苫小牧市緑化計画」、「苫小牧市地域緑化推進計画」、「緑のマスタープラン」を統合し、緑に関する基本計画を一本化したものであり、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講じることを目的としています。

● 緑の基本計画 改定（平成27年度）

緑の基本計画は、策定から10年が経過し、現在の目標達成状況や今後の目標を見直します。また、緑をとりまく社会情勢や自然環境の変化による新たな課題に対応することや、緑に対する住民意識が変化していることから、市民アンケートなどを参考に、緑の基本計画を改定します。

I-3 苫小牧市における緑の基本計画の位置づけ

	緑に関する計画	関連計画
平成4年度 (1992)	● 苫小牧市緑化計画 (グリーンフルプラン21) 策定	
平成8年度 (1996)	● 苫小牧市地域緑化推進計画 策定(～平成12年度)	
平成10年度 (1998)	● 緑のマスタープラン 策定	● 苫小牧市総合計画第4次基本計画 策定(～平成19年度)
平成13年度 (2001)	○ 緑の基本計画策定作業	○ 都市計画マスタープラン 策定作業
平成14年度 (2002)	↓	↓
平成15年度 (2003)	● 緑の基本計画 「新グリーンフルプラン21」 公表	↓
平成16年度 (2004)		● 都市計画マスタープラン 公表
平成19年度 (2007)		● 苫小牧市地域防災計画 改定
平成20年度 (2008)		● 苫小牧市総合計画第5次基本計画 策定(～平成24年度)
平成23年度 (2011)		● 都市計画マスタープラン 改定
平成25年度 (2013)	○ 緑の基本計画改定作業	● 苫小牧市総合計画第5次基本計画 改定(～平成29年度)
平成26年度 (2014)	↓	
平成27年度 (2015)	● 緑の基本計画 改定 公表	

表 1-1 緑に関する計画及び関連計画の変遷

I-4 「緑の基本計画」の改定の方針

平成15年度に策定された「緑の基本計画」は、策定から10年が経過しています。その間、苫小牧市の緑化事業は、市民植樹祭をはじめとする様々な活動により一定の成果をあげています。

一方で、苫小牧市の緑をとりまく社会情勢や自然環境が変化しています。

将来、人口減少・超高齢社会を迎えるにあたり、今後の緑についてのあり方について検討しなければいけません。苫小牧市のまちの緑は成熟期を迎え、市街地の樹木の大木化や公園施設の老朽化など、市民の安全で安心な生活に支障を与えるものが増加しています。また、これに対応するために必要な維持管理費についても、増加していくことが想定されます。

そのため、本計画の改定にあたっては、次世代につなげる緑のまちづくりを進めていけるよう、目標水準の見直しを行います。また、地域のニーズに合わせた安全で快適な生活環境の実現と、維持管理費削減の両立を目指した取り組みを位置づける必要があることから、基本方針の1つ「緑をそだてる」を、「緑を活かす」に転換します。

このことは、苫小牧市において緑の必要性や役割などを変えるものではありません。今までの緑を増やし育てることだけでなく、育てた緑を適正に管理していかなければならないことから、都市公園などの既存ストックを有効に活用することや、人の手で植えられた樹木が将来にわたって喜ばれ親しまれるものとなるために必要なことです。

今後も、苫小牧市における緑の必要性や役割を明確にし、緑の効果を持続させていくため、市民・企業・行政が今まで以上に連携を図り、緑のまちづくりを進めていけるよう、本計画を改定するものです。

Ⅱ．緑の現状と課題

Ⅱ．緑の現状と課題

Ⅱ－1 緑の現状

(1) 緑被率

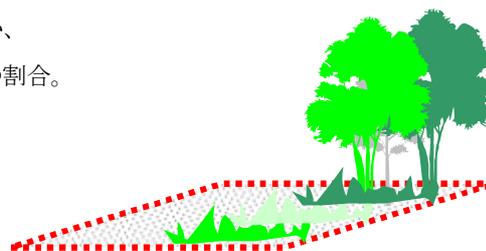
苫小牧市の緑被率(※1)は、都市計画区域で79%、市街化区域では62%であり、そのうち樹林地率(※2)は、都市計画区域で46%、市街化区域でも20%となっています。

	市街化区域 (計画策定時)		都市計画区域 (計画策定時)	
	面積 (ha)	占有率 (%)	面積 (ha)	占有率 (%)
樹林地	3,043	20(樹林地率)	17,908	46(樹林地率)
・針葉樹林、広葉樹林	(3,060)	(20)	(17,925)	(46)
草地	56	0	978	3
・芝地、ススキ、ササ	(68)	(0)	(990)	(3)
農地	5	0	1,315	3
・水田、畑、牧草地	(5)	(0)	(1,315)	(3)
その他植生地	6,485	42	10,368	27
・裸地、公園植栽地等	(6,570)	(43)	(10,452)	(27)
植生地計	9,589	62(緑被率)	30,569	79(緑被率)
	(9,703)	(63)	(30,682)	(79)
非植生地	5,856	38	8,231	21
	(5,727)	(37)	(8,111)	(21)
合計	15,445	100	38,800	100
	(15,430)	(100)	(38,793)	(100)

表 2-1 苫小牧市の緑被率及び樹林地率(平成25年度末現在)

※1 緑被率(りよくひりつ)

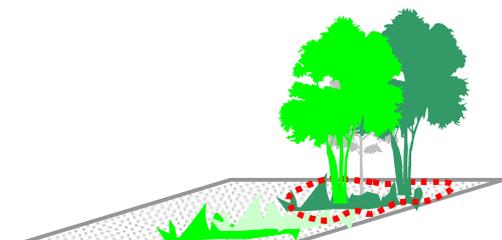
ある区域のうち**樹林地**(高木の植生している区域)のほか、草地・農地・水辺・公園など、緑に覆われている区域面積の割合。



緑被率には、草の生えているところ、樹木の生えているところ、緑に被われているところすべてと水辺を含みます

※2 樹林地率(じゅりんちりつ)

ある区域のうち**樹林地**が占める面積の割合。



樹林地率は、樹木の生えているところだけを数えます

(2) 施設緑地：都市公園整備状況

苫小牧市の1人当たりの都市公園面積は、平成25年度末で60.39㎡です。これは全国平均の10.1㎡、全道平均の37.5㎡を上回るもので、都市公園の整備面積に関しては水準が高いといえます。

苫小牧市よりも人口の多い主要都市の整備状況としては、札幌市12.44㎡、旭川市20.25㎡、函館市23.37㎡、釧路市20.25㎡です。また周辺市町村では、千歳市が43.99㎡、白老町が111.75㎡、恵庭市が25.20㎡です。また都市規模の近い帯広市は45.70㎡となっています。(いずれも都市計画区域)

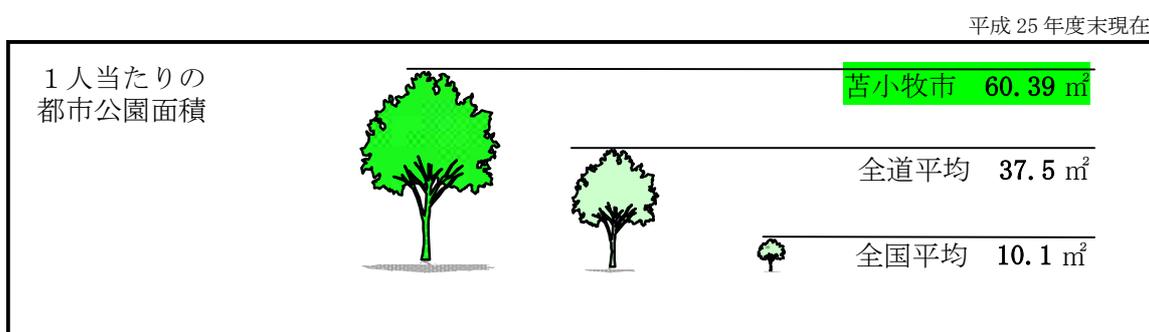


図 2-1 1人当たりの都市公園面積比較

(3) 地域制緑地 (※3)：法や条例で守られる緑の状況

※3 地域制緑地
(→p.10)

苫小牧市内で法律や条例で担保されている緑地のうち主なものは下記のとおりです。

平成25年度末現在

種別	名称
河川区域	43河川(2級河川10、準用河川5、普通河川28) ※ このうち区域面積が10ha以上となるのは錦多峰川、苫小牧川、幌内川、勇払川、明野川、美々川の6河川である
保安林	王子山林、高丘生活環境保全林、植苗国有林防風林など 20,547ha
鳥獣保護区	王子山鳥獣保護区、北大苫小牧研究林鳥獣保護区、錦大沼鳥獣保護区など 12,810ha
北海道自然環境等保全条例	糸井環境緑地保護地区、勇払川学術自然保護地区 122.9ha
苫小牧市自然環境保全条例	トキサタマップ湿原地区、勇払川旧古川地区、樽前ガロー地区、ウトナイ沼南東砂丘地区、沼ノ端拓勇樹林地区 132.9ha

表 2-2 苫小牧市内の主な地域制緑地

※3 地域制緑地（ちいきせいりょくち）

私たちの生活において重要な役割を担う緑や、様々な生物の生息空間となっている緑を守るため、法や条例による指定を行い、保全に対する担保を十分確保するもの。対象となる緑地には、山林、河川、水面、農耕地や、社寺境内などの空地の多い施設も含まれる。

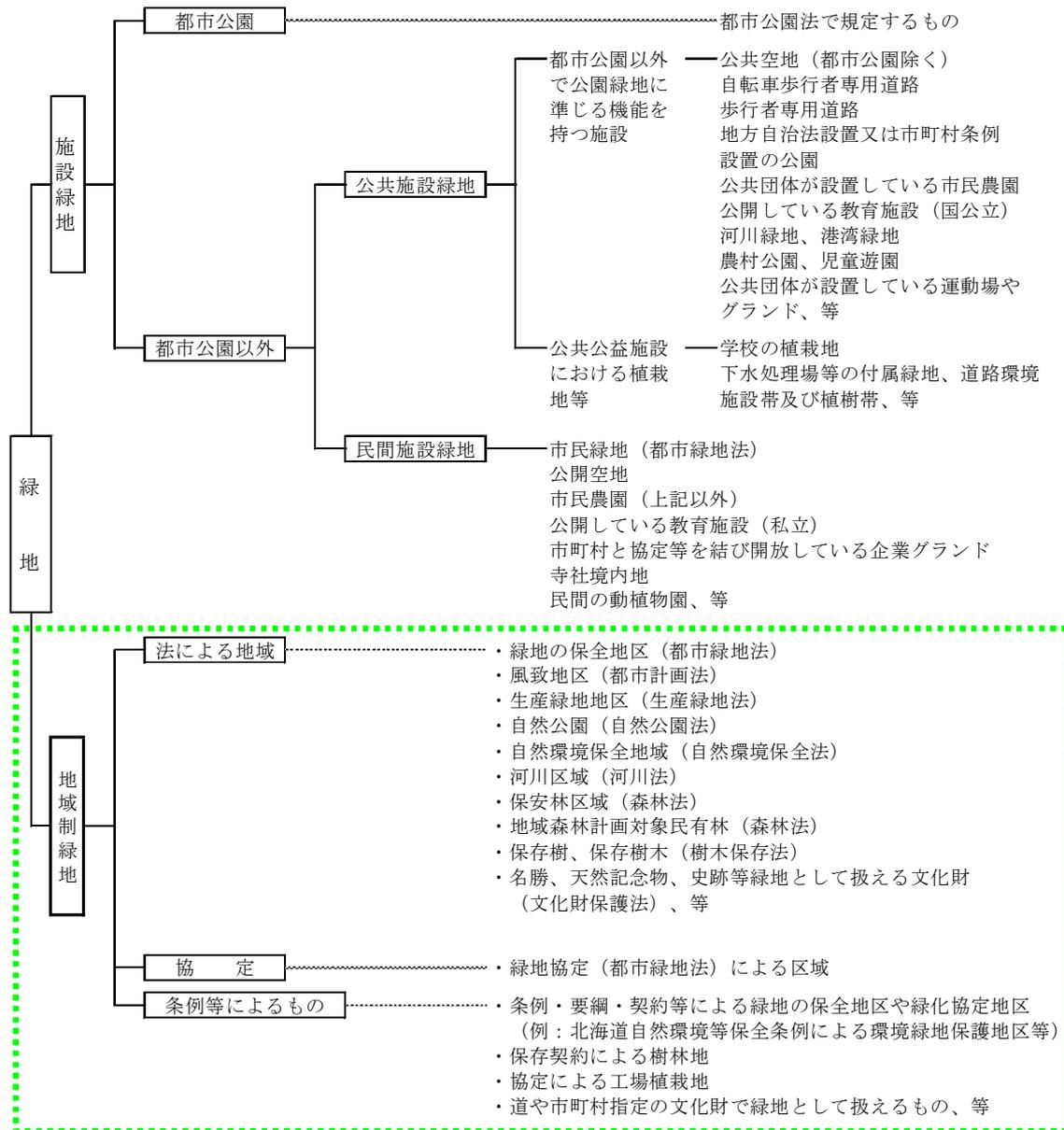


表 2-3 北海道広域緑地計画「北海道広域緑地計画における対象緑地の分類表」抜粋

(4) 都市の緑の構造と緑の保全

苫小牧市の代表的な緑の現状をまとめると次のようになります。

●代表的な拠点となる緑

- ・ 緑ヶ丘公園は、苫小牧駅から北へ約2kmに位置する運動公園で、陸上競技場や野球場、庭球場、サッカー場、屋外スケート場など、苫小牧市の運動施設の中心地で、一年を通して苫小牧市内外から多くの利用者が訪れます。また、展望台や金太郎の池など、市街地の背後に位置する樹林地と一体となった自然と触れ合える、身近な緑の拠点となる重要な公園として位置づけられます。
- ・ 錦大沼公園は、苫小牧市西部に位置する総合公園で、錦大沼（周囲約3.5km）や錦小沼（周囲約1.6km）を中心とした、豊かな自然とふれあえる長・短距離の遊歩道が整備され、森林浴や自然観察などを目的に多くの利用者が訪れています。また、オートリゾート苫小牧「アルテン」には、雄大な自然に囲まれた、キャンプ場や天然温泉「ゆのみの湯」などが整備され、緑のレクリエーション空間として重要な緑の拠点となる公園と位置づけられます。
- ・ 市民文化公園は、市街地中心部に位置する総合公園で、サンガーデンや図書館、美術博物館が整備されているほか、多くの彫刻や遊水路なども整備され、道内初のカルチャーパークの指定を受けております。豊富な緑と文化施設を連携させた市民の憩いの場として重要な緑の拠点となる公園として位置づけられます。
- ・ ウトナイ緑地は、苫小牧市東部に位置する緑地で、ウトナイ湖（周囲約9.5km）とその周辺の樹林地により構成されており、現在260種以上の野鳥が確認されている貴重な湿地帯です。昭和56年に日本野鳥の会が日本発のバードサンクチュアリに指定しており、平成3年にラムサール条約登録湿地となるなど、動植物の生態系ネットワークに資する重要な緑であり、持続性を図るべき緑の拠点として位置づけられます。
- ・ 拓勇公園や北星公園に代表される地区公園は、噴水や大型遊具、ウォーキングコースなど、それぞれの公園が特色を持って整備されており、市街地における身近な緑の拠点として位置づけられます。

●代表的な骨格や軸となる緑

- ・ 樽前山、北大苦小牧研究林、ウトナイ湖などに代表される市街化調整区域の緑は、苦小牧市の骨格となる緑であり、動植物の生態系ネットワークに資する自然環境の保全、レクリエーション空間の提供、防災機能の強化、良好な自然景観の形成など、永続性を図るべき重要な緑として位置づけられます。
- ・ 錦多峰川や苦小牧川などに代表される河川は、市街地背後の良好な樹林地から流れる自然と都市を結ぶ水辺の軸として、動植物の生態系ネットワークを形成する重要な緑の軸として位置づけられます。
- ・ 直線状に延びる道路緑化（街路樹）は、良好な都市景観の形成など、市街地の身近な緑を構成する重要な軸として位置づけられます。
- ・ 歩行者・自転車専用道路(※4)は、ウォーキングなどで多くの市民が利用しています。市街地の潤いのある緑のネットワークを形成する重要な軸として位置づけられます。

※4 都市計画決定されている特殊街路。24 路線、23.59km。

Ⅱ－２ 緑の課題

(1) 骨格的な緑地に関する課題

- ・ 市街地周縁部の都市の骨格となる緑（樹林地）を保全するために、既に指定されている地域制緑地（※3）の適正な維持・継続を図る必要があります。

※3 地域制緑地
（→p.10）

(2) 緑のネットワークに関する課題

●自然環境の保全と復元（生態系ネットワーク）

- ・ 市街地後背地の良好な樹林地から流れる河川は、自然と都市を結ぶ動植物の生態系ネットワークを形成するため、環境の保全と向上に努めるとともに、大雨対策など都市災害防止機能の強化を図る必要があります。

●移動空間の改善（レクリエーションネットワーク）

- ・ 木もれびの道など緑化された道路や歩行者・自転車専用道路は、市街地の良好な都市景観を形成していることから、レクリエーションネットワークの軸として有効に活用する必要があります。一方で、大木化や老木化により、防犯面などに支障を及ぼす樹木については、間引きや剪定などの適正な維持管理を図る必要があります。

(3) 緑の整備に関する課題

●良好な緑の活用

- ・ 市街地背後の緑と太平洋側の海岸線は、苫小牧市の大きな魅力です。また、市民アンケート結果の「自然のあり方について」では、散策や自然観察で利用しやすい施設整備を望む意見が最も多く、自然保護を重視して最小限の施設整備を望む意見が続いています。緑の整備に当たっては、苫小牧市の財産である身近な自然環境に大きな影響を与えないような検討をする必要があります。

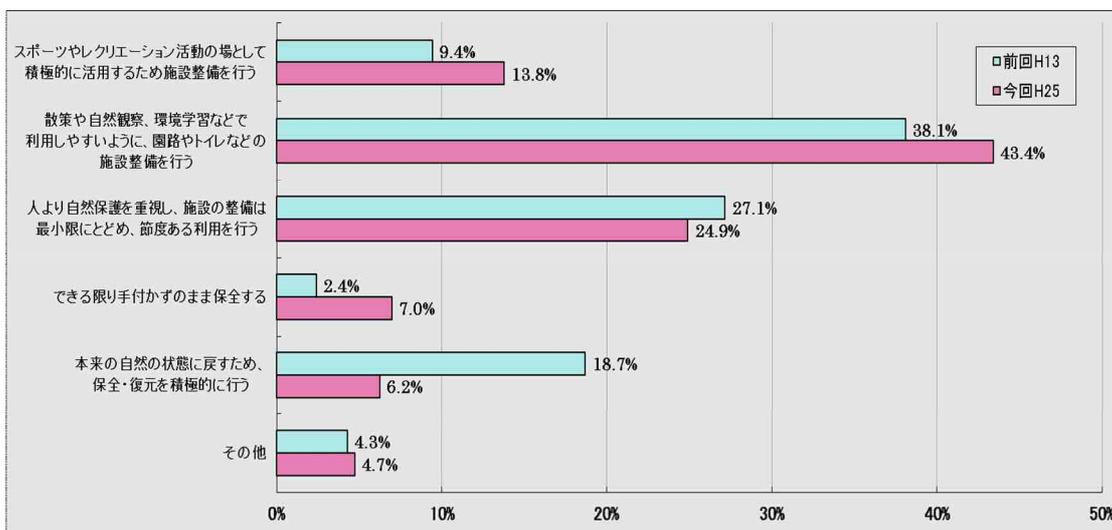


図 2-2 市民アンケート結果 「自然のあり方について」

●親しみを感じられる緑の空間づくり

- ・ 都市公園などは、市民が最も身近に感じられる緑の空間の1つであることから、従来の利用することにとどまらず、積極的に空間づくりや管理に関わるなど、より愛着や親しみを持てる取り組みが必要です。また、「苫小牧市公園施設長寿命化計画」に基づき計画的な施設の改築・更新と地域のニーズに合わせたリニューアルを進めるとともに、樹木についても適正な樹木配置による緑化を進める必要があります。

(4) 緑地保全に関する課題

- ・ 樽前山丘陵地や市街地周縁部の樹林地は、市民の誇りであり、市街地が自然の恩恵を受ける貴重な財産であるため、適正に保全する必要があります。

(5) 緑化推進に関する課題

- ・ 公共施設のみならず、商業地、工業地、住宅地などの環境に潤いを与えるため、市民・企業との連携を図り、全市的な緑化を推進する必要があります。

(6) 緑の適正な維持管理に関する課題

- ・ 市街地の緑は成熟期を迎え、市街地の樹木の大木化や老木化により、交通障害や防犯機能の低下など、市民生活の支障を与えるものが増加しており、それに対応するための維持管理費についても増加していくことが想定されます。また、市民アンケート結果の自由意見(図2-3)においても、樹木の管理に関する意見が多い結果となりました。そのため、「公共施設樹木適正化事業」の検証結果をもとに、樹木の適正な配置、樹種などの検討をするとともに、将来的な維持管理費抑制についての取り組みを進めていく必要があります。

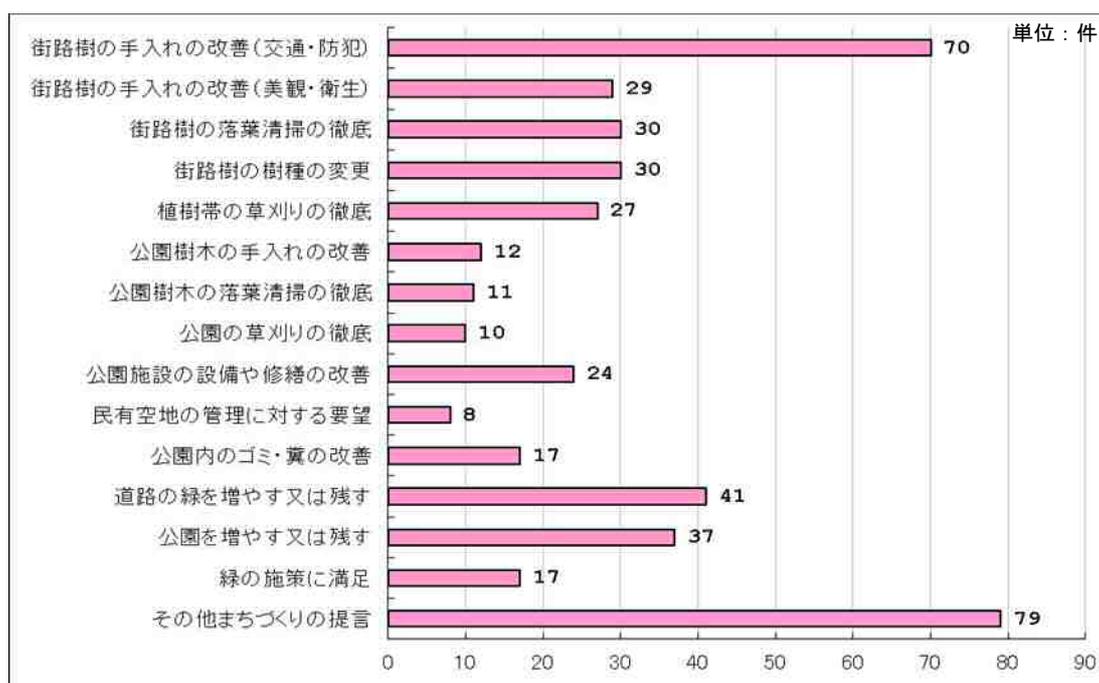


図 2-3 市民アンケート結果 「自由意見」

■課題図

苫小牧市緑の基本計画

凡例

- 主な地域制緑地
- 市街地周縁の丘陵部の樹林地
- 山間部の樹林地
- 主な緑の課題にかかわる市街地
- 主な都市公園（既設・計画）

骨格的な緑地に関する課題
 ・地域制緑地に連担する樹林の保全
 緑地保全に関する課題
 ・市街地周縁部の緑の保全

緑のネットワークに関する課題
 ・自然環境の保全と向上
 （生態系ネットワーク）：美々川

緑地保全に関する課題
 ・丘陵地～山間部の緑の保全

緑のネットワークに関する課題
 ・自然環境の保全と向上
 （生態系ネットワーク）：勇払川

緑地保全に関する課題
 ・樽前山周辺の樹林保全

骨格的な緑地に関する課題
 ・既存地域制緑地の維持・継続

緑のネットワークに関する課題
 ・自然環境の保全と向上
 （生態系ネットワーク）：幌内川

緑のネットワークに関する課題
 ・自然環境の保全と向上
 （生態系ネットワーク）：ウトナイ湖

緑の整備に関する課題
 ・親しみを感じられる緑の空間づくり
 緑のネットワークに関する課題
 ・移動空間の改善

緑のネットワークに関する課題
 ・自然環境の保全と向上
 （生態系ネットワーク）：安平川

緑の整備に関する課題
 ・良好な緑の活用

緑のネットワークに関する課題
 ・自然環境の保全と向上
 （生態系ネットワーク）：苫小牧川／有珠川

緑のネットワークに関する課題
 ・自然環境の保全と向上
 （生態系ネットワーク）：勇払川

緑のネットワークに関する課題
 ・自然環境の保全と向上
 （生態系ネットワーク）：錦多峰川

緑化推進に関する課題
 ・全市的な緑化
 緑の適正な維持管理に関する課題
 ・安全で快適な都市環境の提供

緑のネットワークに関する課題
 ・自然環境の保全と向上
 （生態系ネットワーク）：明野川

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図を複製したものである。
 （承認番号 平27情復、第463号）

Ⅲ. 計画の基本理念と将来像

Ⅲ. 計画の基本理念と将来像

Ⅲ－１ 計画の基本理念

苫小牧市は、太平洋に面する市街地を、樽前山丘陵地やウトナイ緑地をはじめとする豊かな自然の緑が囲んでいます。

この自然の樹木は、落ち葉や倒木などが栄養となり、他の樹木や新しい樹木が生長する自然の循環サイクルのなかにあります。

一方で、人の手で植えられた市街地の樹木は、自然と同じ循環サイクルに任せてしまうと、大木化や老木化した樹木が、防犯機能の低下や交通障害など、市民生活に支障を与えてしまうことから、間引きや剪定、植替えなどの適正な管理をする必要があります。

そのため、「苫小牧市緑の基本計画」では、全ての緑が市民一人ひとりにとっての憩いの場となるように、将来のあるべき緑の姿を見据えた、良好な緑のまちづくりを進めるための方針と目標を定めるものです。

本計画を推進し、次世代につなげる緑の取り組みを進めるため、行政が適正な緑化を進めるとともに、市民・企業との連携のもと、新たな緑のまちづくりを進めるため、以下の基本理念を定めます。

“樽前山・ウトナイ・太平洋を緑でつなぐまち苫小牧”



Ⅲ－２ 緑の将来像

苫小牧市は太平洋に面し、背後には樽前山に連なる広大な自然地域が広がっています。その自然地域からは中小河川が流れ、都市に自然の新鮮な息吹を運び込みます。帯状に広がる市街地と、市街地に近接する海と山地・丘陵地の自然、市街地を貫く河川は、苫小牧市を特徴づける要素です。この特性を活かし、市民の身近な場所で自然や緑に親しみ、その恵みを楽しむ「はしご型」の緑を形成し、市民生活にとけこむ緑との共生都市を目指します。

市民、企業・団体、行政が共通の認識をもって緑のまちづくりを進めることができるよう、計画の理念と基本方針に基づき、将来の苫小牧市の緑のあるべき姿を「緑の将来像図」により明らかにします。

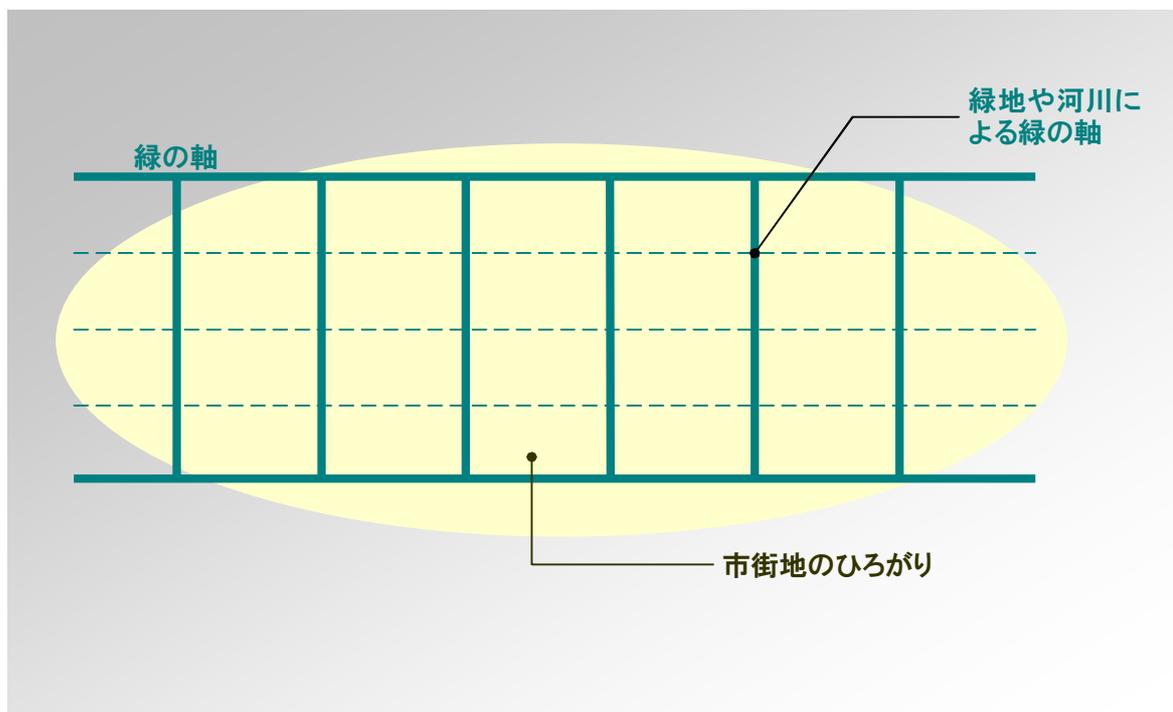
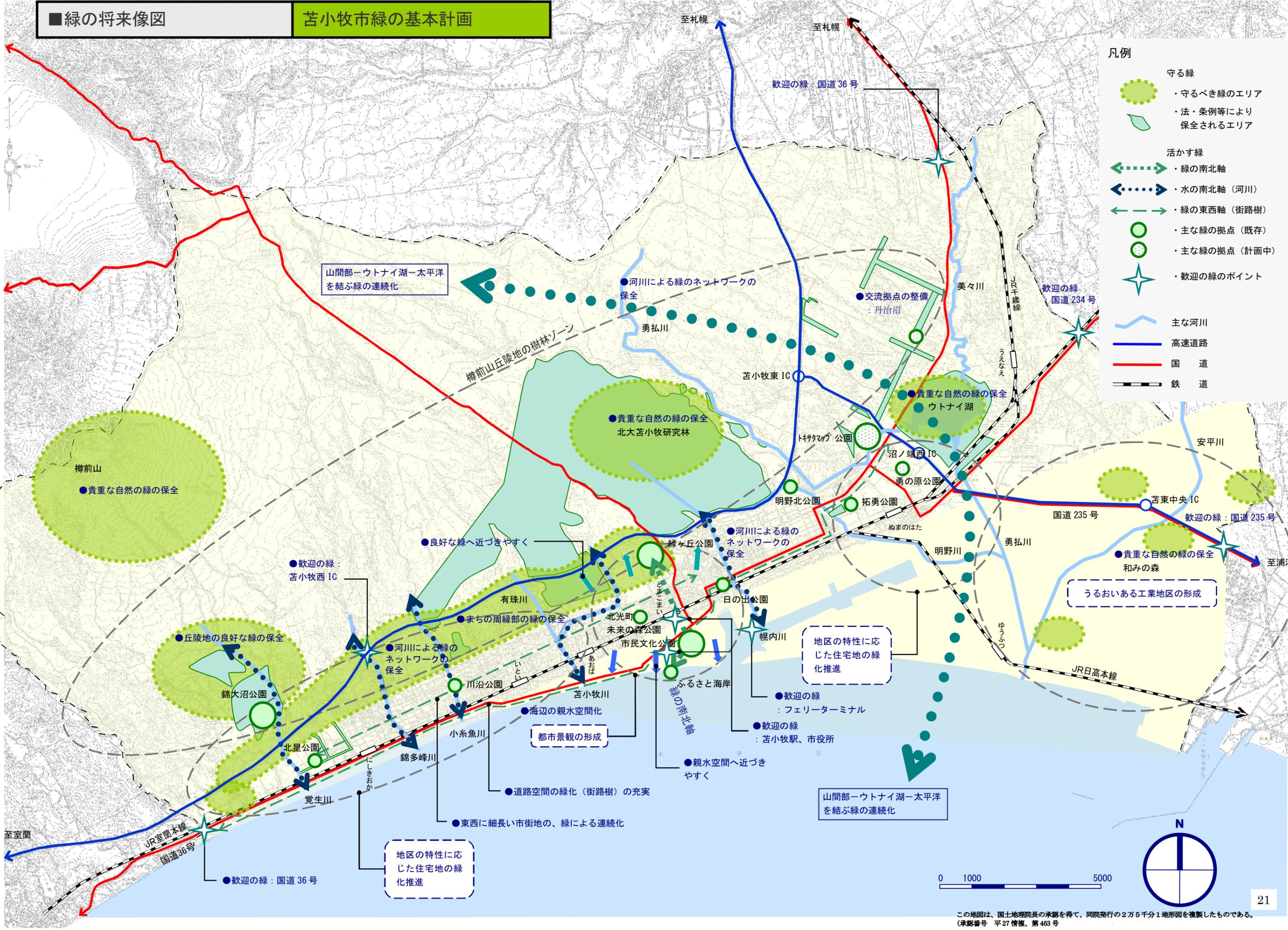


図 3-1 「はしご型」緑の概念図

凡例

- 守る緑**
 - 守るべき緑のエリア
 - 法・条例等により保全されるエリア
- 活かす緑**
 - ⇄ 緑の南北軸
 - ⇄ 水の南北軸（河川）
 - ⇄ 緑の東西軸（街路樹）
 - 主な緑の拠点（既存）
 - 主な緑の拠点（計画中）
 - ★ 歓迎の緑のポイント
- 主な河川
- 高速道路
- 国道
- 鉄道



0 1000 5000



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図を複製したものである。(承認番号 平27情複、第463号)

Ⅲ－3 緑の機能及び配置方針

緑の機能は①都市環境改善・生態系保全②レクリエーション空間の提供③災害の防止と避難場所の確保④美しい風景づくりの4つに区分され、これらの機能は同時に発揮されるという特徴があります。そのため、緑の将来像図に示した苫小牧市の緑の拠点やネットワークの骨格をなす公園緑地などは、場所により機能の大小はあるもののすべての機能を備えるといえます。

ここでは緑のもつ機能ごとに配置方針を設定します。



図 3-2 緑の機能
23

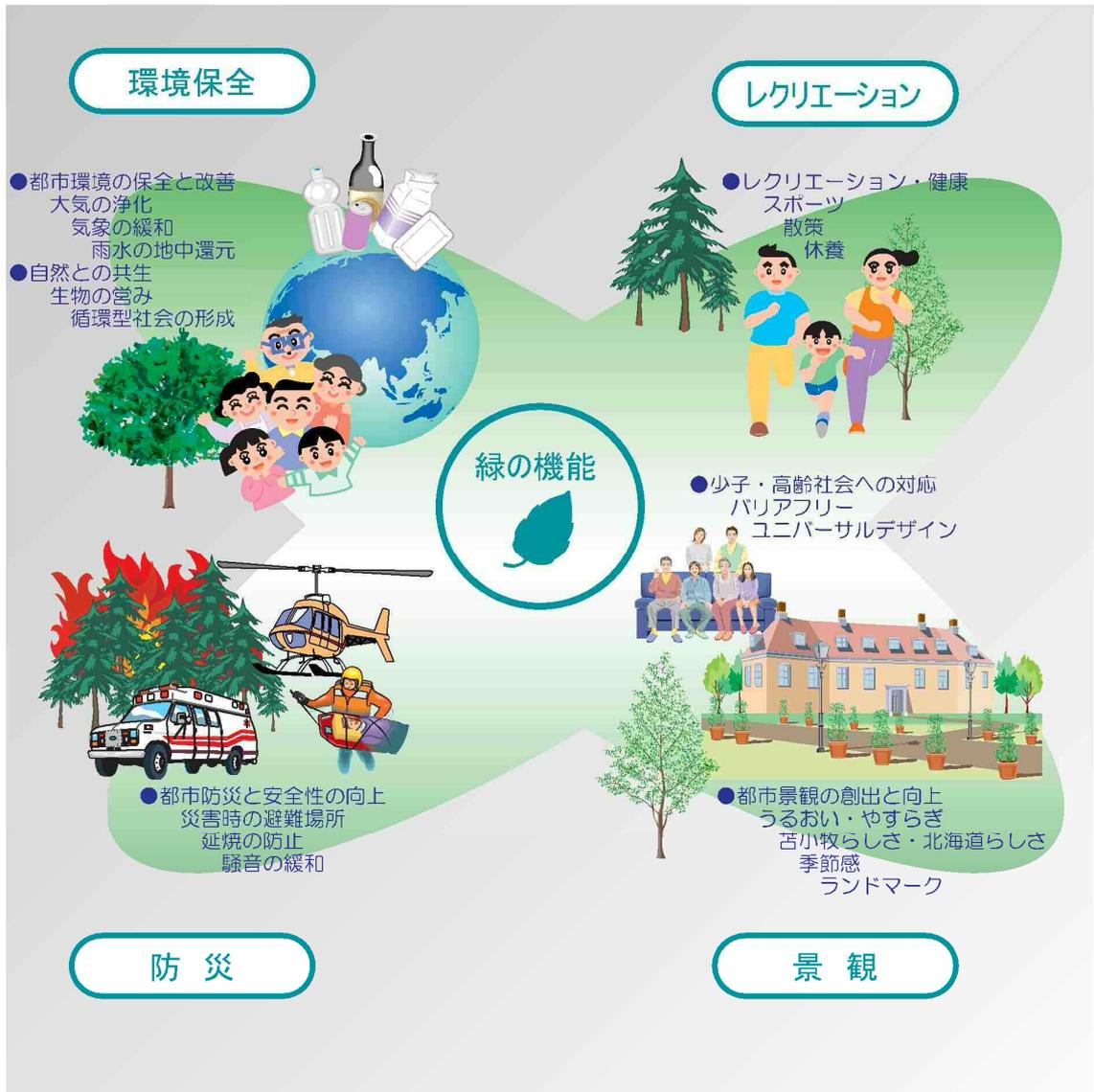


図 3-3 緑の4つの機能図

(1) 都市環境改善・生態系保全の機能

①緑の環境保全上の役割

苫小牧市の主な自然環境には、樽前山・北大苫小牧研究林などの樹林地、河川・湖沼、湿原、海岸などの水辺地があり、これらが果たす環境保全上の役割は大きいと考えられます。また市街地では公園・緑地が確保されており、快適な環境の形成、環境への負荷軽減の効果と、動植物の生息・生育・移動空間としての役割を果たしています。

②環境保全系統の緑の配置方針

■都市環境

市街化区域内の樹林地は、生活環境の快適性の確保や身近な自然環境として位置づけ、今後も維持に努めます。

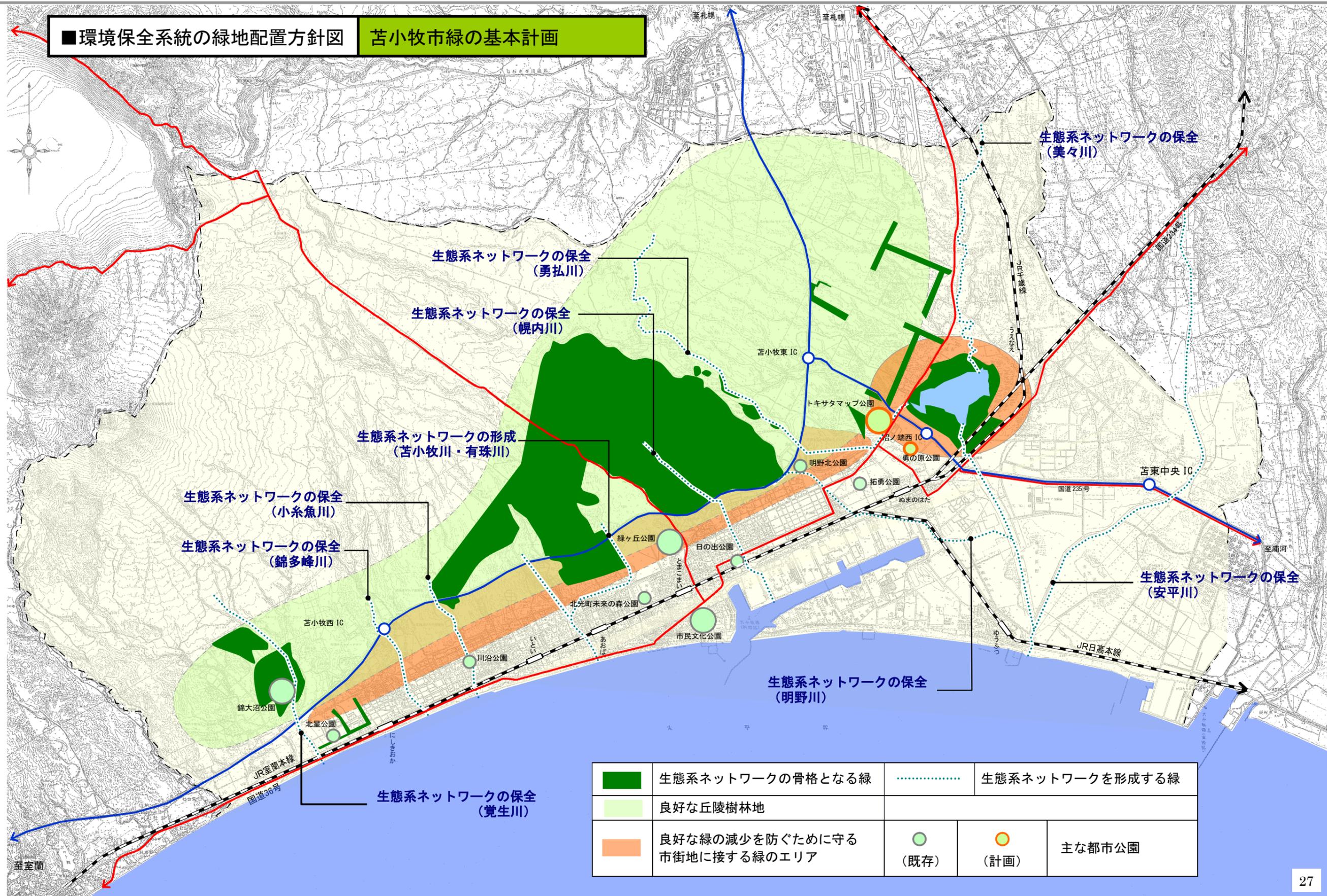
市庁舎、公園、街路などの主要公共施設・空間は、周辺へ良好な生活環境を提供する空間として位置づけ、適正な緑化を進めます。しかし、既存施設については、過密植栽などにより衰弱した樹木や、大木化により防犯や交通安全の支障となる樹木が多く見られることから、樹木や周辺の状況に合わせて、間引きや剪定など適正な維持管理を進めます。

市街地の大半を占めるのは民有地であり、住宅地や業務地の緑化を進めることで都市環境の改善に努めます。特に、業務地については、面積が広く、市内中心部から郊外まで幅広い範囲にあることから、管理者との連携を図り緑化や環境の保全を推進します。

■自然環境

樽前山丘陵地をはじめとする良好な樹林地と、身近な河川、ウトナイ湖やその周辺の湿原などの湖沼による水辺空間を動植物の生態系ネットワークルートとして位置づけます。

■環境保全系統の緑地配置方針図 苫小牧市緑の基本計画



	生態系ネットワークの骨格となる緑		生態系ネットワークを形成する緑	
	良好な丘陵樹林地			
	良好な緑の減少を防ぐために守る市街地に接する緑のエリア			主な都市公園
		(既存)	(計画)	

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図を複製したものである。(承認番号 平27情復、第463号)

(2) レクリエーション空間の提供

①緑のレクリエーション上の役割

苫小牧市のレクリエーション空間は森林や河川などの自然系と、市街地にある都市公園などの施設系がありますが、双方とも、市民の健康の増進や交流のために果たす役割は大きなものとなっています。

②レクリエーション系統の緑の配置方針

樽前山と太平洋を水と緑で結ぶネットワークの推進を図るため、以下のとおり緑を配置します。

■自然系

良好な樹林地のうち、樽前山丘陵地である錦大沼公園や緑ヶ丘公園、ラムサール条約登録湿地であるウトナイ湖は、散策やバードウォッチングなどの自然とふれあえるレクリエーション空間として位置づけます。

河川空間は、自然環境の保全を図り、身近な自然観察などのレクリエーションネットワークを形成する空間として位置づけ、一部空間においては、親水空間として整備しています。

■施設系

市街地では、公園緑地などを連絡する主要街路をレクリエーション動線として位置づけます。これらの緑の質の向上を図ることで、自宅から歩いて行ける身近な場所に快適な歩行空間のネットワークを形成します。

公園の配置や規模については、区画整理事業などにより事業制度にのっとった適な配置となっていることから、新たな公園を整備するだけでなく、既存の公園を有効に活用することに努めます。

市内の多くの公園は、開設から30年以上経過し、公園施設の老朽化が著しいことや、それに伴う維持管理費の増大が懸念されることから、「苫小牧市公園施設長寿命化計画」に基づいた適正な維持管理と計画的な改築・更新に合わせて、樹木についても適正な配置による緑化を進めます。

また、人口減少・少子高齢化の進行などに対応し、子育て世代が住みやすい生活環境づくり、健康長寿社会の実現などを推進するため、公園をリニューアルする際には、地域のニーズを踏まえた新たな利活用に対応した、効率的・効果的な公園機能の再編に努めます。

■レクリエーション系統の緑地配置方針図

苫小牧市緑の基本計画



河川レクリエーション軸の形成：
(苫小牧川)

丘のレクリエーション軸の形成：
(錦大沼公園～緑ヶ丘公園～トキザカマッ'公園)

市街地のレクリエーション軸の形成：
(緑ヶ丘公園～市民文化公園～ふるさと海岸)

海のレクリエーション軸の形成

交流拠点整備の推進

	レクリエーション拠点 (既設)		レクリエーション軸の形成 (南北)
	レクリエーション拠点 (将来)		レクリエーション軸の形成 (東西)
			レクリエーション軸の形成 (河川)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図を複製したものである。
(承認番号 平27情複、第463号)

(3) 災害の防止と避難場所の確保

① 緑の防災上の役割

苫小牧市地域防災計画では、307ヶ所の避難場所と47ヶ所の避難所が指定されており、災害発生時には火災の延焼防止、救援活動拠点、復旧・復興活動拠点として機能することが想定されています。

また高速道路、一般道の街路樹や河川沿いの空間など線的に延びる緑は、延焼防止に役立つほか、避難路としての機能を発揮するものと考えられます。

② 防災システムの緑の配置方針

地震とそれに伴う火災への備えから、以下のとおり防災空間の位置づけと避難路としての機能を発揮できるよう適正な緑化に努めます。

■防災空間の整備

苫小牧市地域防災計画では、災害時の一時避難場所として街区公園・近隣公園・地区公園が位置づけられており、公園の配置は、現在適正な状態にあります。各公園においては、適正な樹木配置による緑化を進め、防災機能強化を図ります。

主な一時避難場所として北星公園、川沿公園、明野北公園、拓勇公園、北光町未来の森公園、勇の原公園などが位置づけられています。

また、広域避難場所として錦大沼公園、市民文化公園、日の出公園、緑ヶ丘公園が位置づけられています。

学校をはじめとする公共施設の多くは、地域防災計画により避難所に指定されています。このため、防災機能を高めるための適正な樹木配置による緑化を推進します。

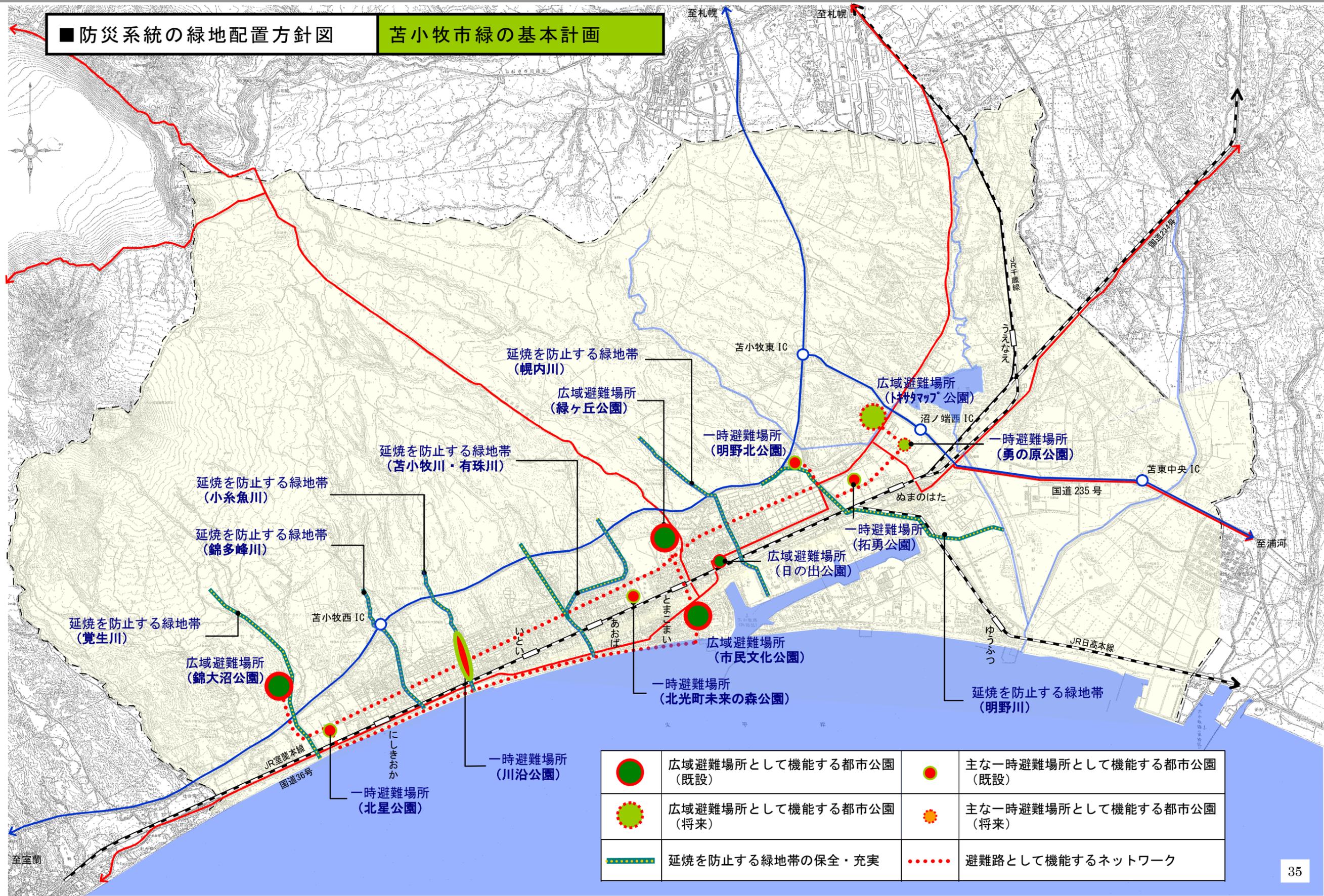
■避難路の役割

市街地では、一時避難場所や避難所となる公園緑地、公共施設などを連絡する街路は避難路としての利用が想定されます。火災発生時の延焼遅延、地震発生時の落下物飛散防止、構造物の倒壊防止に役立つように適正な樹木配置による緑化を推進します。

河川沿いの空間は、火災発生時に延焼遮断帯として機能すると同時に避難路としても有効に機能すると考えられます。これを一時避難場所や避難所となる公園緑地、公共施設などと連絡する避難路としての機能確保に努めます。

■ 防災システムの緑地配置方針図

苫小牧市緑の基本計画



	広域避難場所として機能する都市公園 (既設)		主な一時避難場所として機能する都市公園 (既設)
	広域避難場所として機能する都市公園 (将来)		主な一時避難場所として機能する都市公園 (将来)
	延焼を防止する緑地帯の保全・充実		避難路として機能するネットワーク

(4) 美しい風景づくり

①緑の景観上の役割

苫小牧市の景観は樽前山と山麓に広がる広大な丘陵地の樹林景観、この山系を源とする河川景観、ウトナイ湖などの湖沼景観、平坦な地形に広がる原野が特徴で、いずれも緑が主要な要素となっています。このなかで緑は市街地の街並みをつくる役割、地域の景観を形成する役割、ランドマークやシンボルとなる役割を果たしています。

②景観系統の緑の配置方針

■都市景観

都市公園のうち街区公園・近隣公園・地区公園は、最も身近な場所に設けられるものなので、整備の際には周辺に良好な景観をもたらすような適正な樹木配置に努めます。

総合公園・運動公園は、苫小牧市の緑の景観として、重要な役割を担っているため、都市の豊かさを実感できるような緑となるよう整備します。

市庁舎、学校などの公共施設は、地域の憩いの場となるべきものなので、地域の特性を活かした修景を図り、より親しまれる施設となるよう努めます。

道路空間は、本来の機能に加え、景観の点においても都市の潤いを演出する役割があります。市民に身近な街路においては、周辺の市民・企業と連携して適正な緑化を推進します。

市街地の多くを占める民有地のうち、住宅地は、空間を有効に活用し敷地内に小さな緑を増やすなどの緑化を進めることで緑豊かなまちの実現に努めます。

企業敷地内の緑化は、花壇や緑地帯、公園的な要素を持たせたものまで、それぞれの企業が独自性と創意工夫を持って整備しています。今後は、企業間や企業・行政間の連携を図った緑化を推進します。

苫小牧を訪れる人たちを歓迎する緑の保全に努めます。

緑ヶ丘公園から市民文化公園、ふるさと海岸へ至る軸線は、適正な緑による保全に努めます。

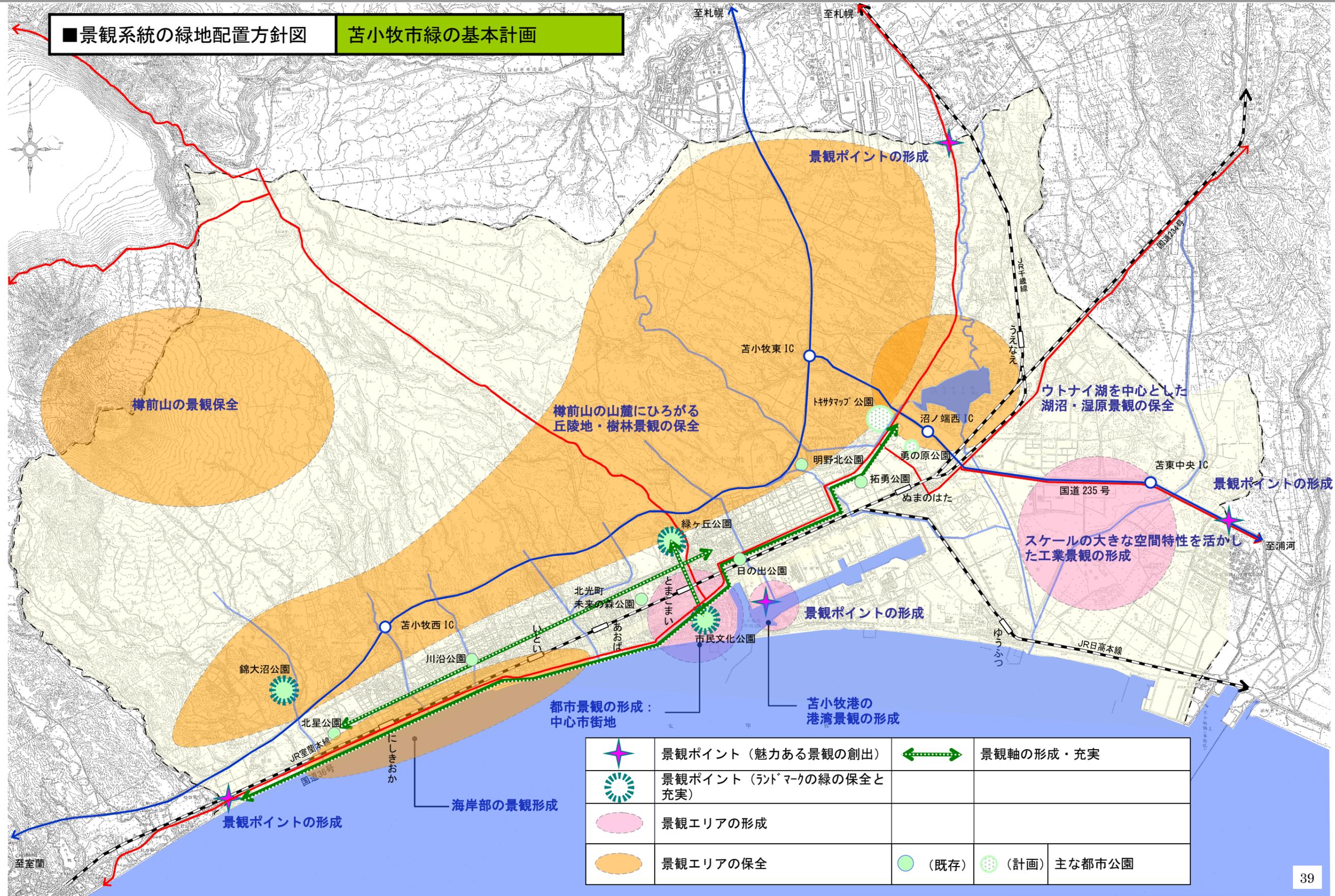
苫東地区では、広大な原野という空間特性を活かしながら、今後も潤いある緑の工業景観の形成を目指します。

■自然景観

苫小牧のシンボルである樽前山、山麓に広がる丘陵地の樹林景観、同じくシンボルであるウトナイ湖の湖沼景観と河川景観、海岸景観について、景観を保全する地区として緑を守ります。

■ 景観システムの緑地配置方針図

苫小牧市緑の基本計画



	景観ポイント (魅力ある景観の創出)		景観軸の形成・充実
	景観ポイント (ランドマークの緑の保全と充実)		
	景観エリアの形成		
	景観エリアの保全		(既存)
			(計画)
			主な都市公園

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図を複製したものである。
(承認番号 平27情復、第463号)

Ⅲ－４ 緑の将来目標

中間年次（平成 25 年度）の緑地及び都市公園の目標水準については、緑地で約 99%、都市公園で 96%となっており、概ね目標を達成しております。

目標年次（平成 35 年度）の目標水準については、目標年次までに整備する見込みの無いものなどを見直して、新たな目標値を設定しました。

（１）緑地の確保目標水準

緑地（施設緑地・地域制緑地）については、苫小牧市の特性を活かした「はしご型」の緑を形成するため、緑地の保全を目指してきたことから、今後も、現状の緑地を適正な管理と保全をすることに重点を置きます。

		策定時 〔平成 15 年度〕 2004 年度	中間年次 〔平成 25 年度〕 2014 年度	目標年次 〔平成 35 年度〕 2024 年度
緑地 ・施設緑地 (都市公園) ・地域制緑地	都市計画区域 (改訂前)	14,776ha	14,643ha (14,835ha)	14,678ha (15,400ha)
	市街化区域 (改訂前)	349ha	386ha (394ha)	399ha (900ha)

表 3-1 緑地の確保目標水準

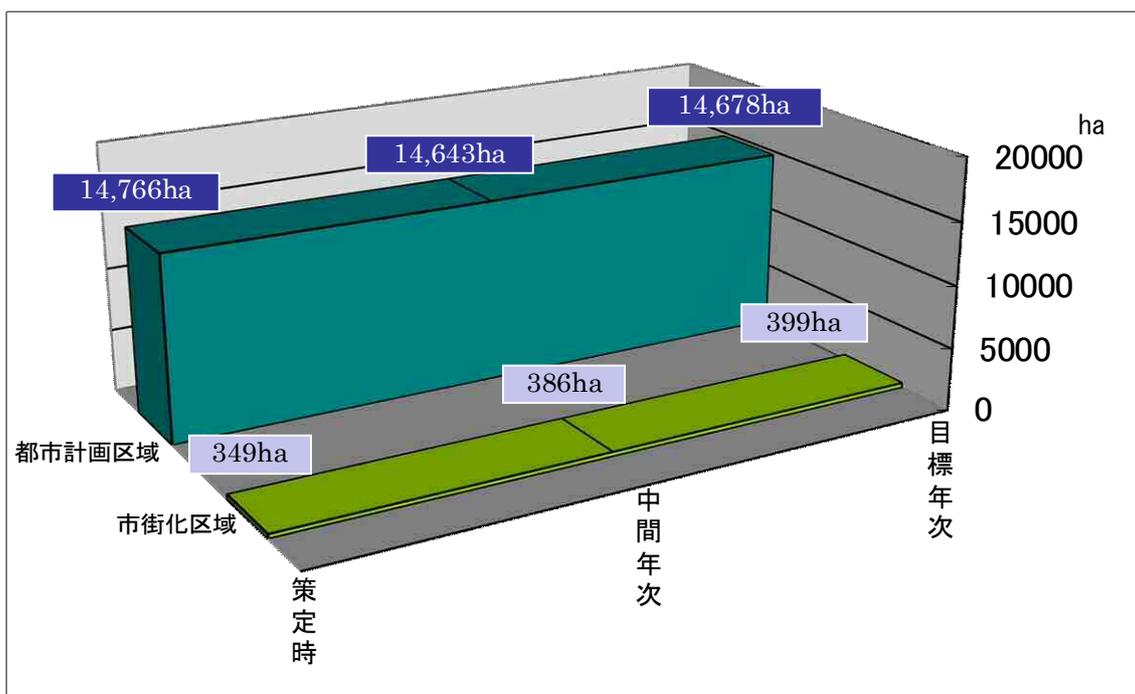


図 3-4 緑地の確保目標水準

都市公園の確保目標水準

都市公園として整備すべき緑地については、適正に確保されていることから、リニューアル整備を中心とした、既存ストックを有効に活用することに重点を置きます。

		策定時 〔平成 15 年度〕 2004 年度	中間年次 〔平成 25 年度〕 2014 年度	目標年次 〔平成 35 年度〕 2024 年度
都市公園	都市計画区域 (改訂前)	1,028ha	1,050ha (1,097ha)	1,086ha (1,600ha)
	市街化区域 (改訂前)	264ha	287ha (309ha)	299ha (800ha)

表 3-2 都市公園の確保目標水準

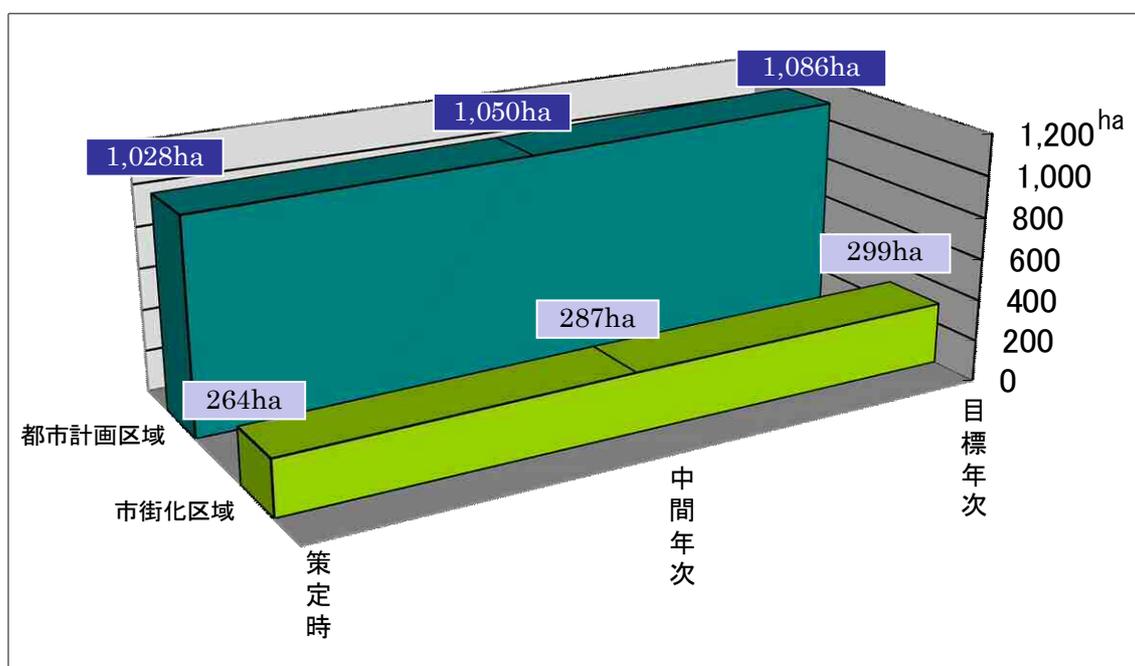


図 3-5 都市公園の確保目標水準

IV. 計画の基本方針と施策の体系

IV. 計画の基本方針と施策の体系

計画の基本理念である「樽前・ウトナイ・太平洋を緑でつなぐまち苫小牧」に基づき、緑の将来像を実現していくため、以下の3つの基本方針と、それに基づく12の実現のための方針による施策の体系を位置づけます。

緑を守る

苫小牧市は、樽前山・ウトナイ湖をはじめ豊かな自然に恵まれており、この保全と適切な活用を図るには、国・北海道・近隣市町村との連携を深めるとともに、河川・湖沼や樹林地などの多様な自然地域の保全や、都市公園など身近な緑の空間の確保と維持について、関係機関や市民との協同のもと、良好な都市環境の形成に努めるものとします。

緑を活かす

苫小牧市は、『II 緑の現状と課題』で示したように、緑被率が高い水準であることや市民1人当たりの都市公園面積が全国・全道の水準を上回っていることなど、良好な生活環境をつくるための取り組みが一定の成果をあげています。

一方、市民アンケート結果によると、緑の量については、いまのままで十分とされながらも適正な管理をするべきだという意見が増加しています。

今後は、緑を増やし育てるだけでなく、育った緑を活かせるよう、公園の樹木や街路樹の適正な配置・樹種の検討、環境保全に必要な植樹など、将来のあるべき緑の姿を見据えた施策が必要であることから、「緑を育てる」から「緑を活かす」へ転換を図ります。

緑と暮らす

「緑の基本計画」は、美しい自然に囲まれた苫小牧市において緑のまちづくり・ふるさとづくりを進めていくために、市民・企業・行政が共有できる方針と目標を定めています。

この計画を推進し、目標を達成するには、行政が積極的に緑地の整備・保全を進めるのはもちろんのこと、市民ひとりひとりが緑のまちづくりのサポーターとして参加・協力することが大切です。

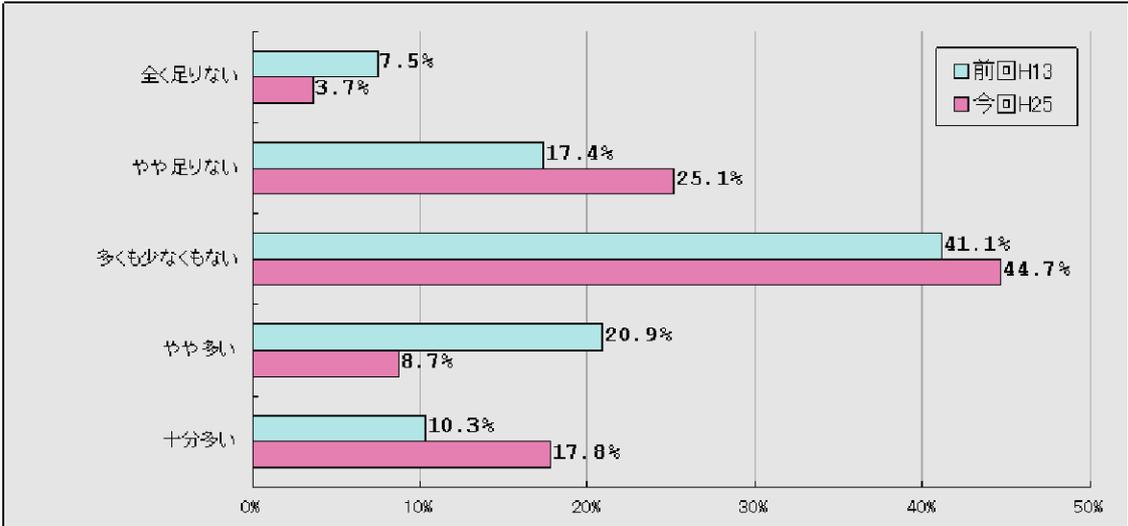


図 4-1 市民アンケート結果 「緑の量について」

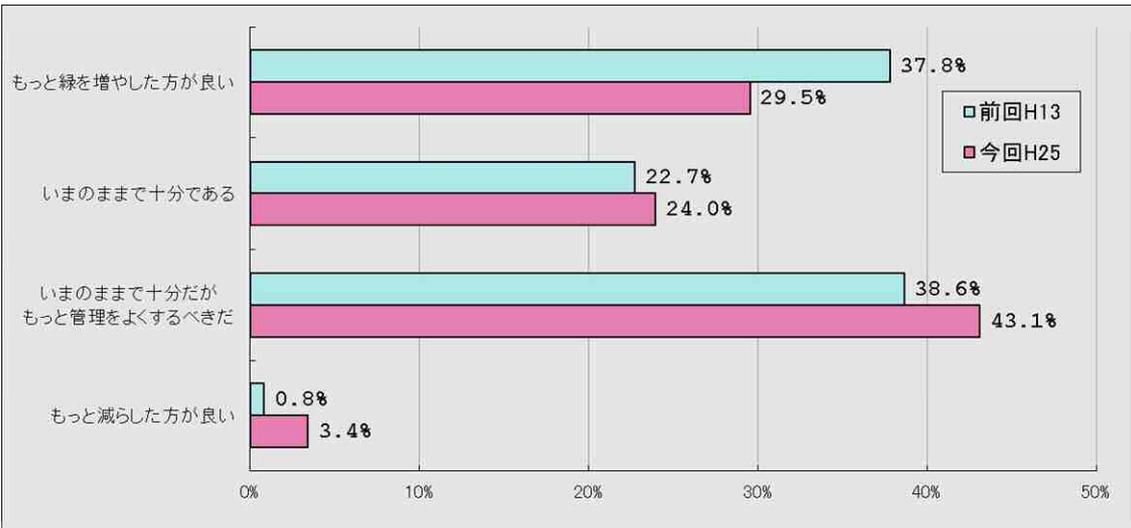


図 4-2 市民アンケート結果 「これからの緑の量について」



図 4-3 「緑の基本計画」の基本方針

IV-1 緑を守る（緑の保全）

緑は、市民の生命や生活を維持するうえで不可欠なものです。緑に守られているということ認識し、今ある緑を将来にわたって適正に保全していきます。

①シンボリックな緑の保全

事業方針	苦小牧市は樽前山、北大苦小牧研究林、ウトナイ湖に代表される豊かな自然に恵まれています。これらの緑については、現行の法制度に基づき今後とも適正に保全するとともに、市民の保全意識の高揚や利用マナーの向上に資するPR、市民活動団体や関係機関の協力・連携体制の整備などに取り組みます。
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ 樽前山ゾーン緑の保全・ 苦小牧のシンボリックな緑の保全
実施主体	<ul style="list-style-type: none">● 市民：活動の協力● 企業：活動の連携、支援、協力● 行政：公有地の保全、市民・企業・行政間の連携体制整備
関連施策	⑨ 緑のまちづくりの連携 ■ 緑を守り、活かす体制の整備



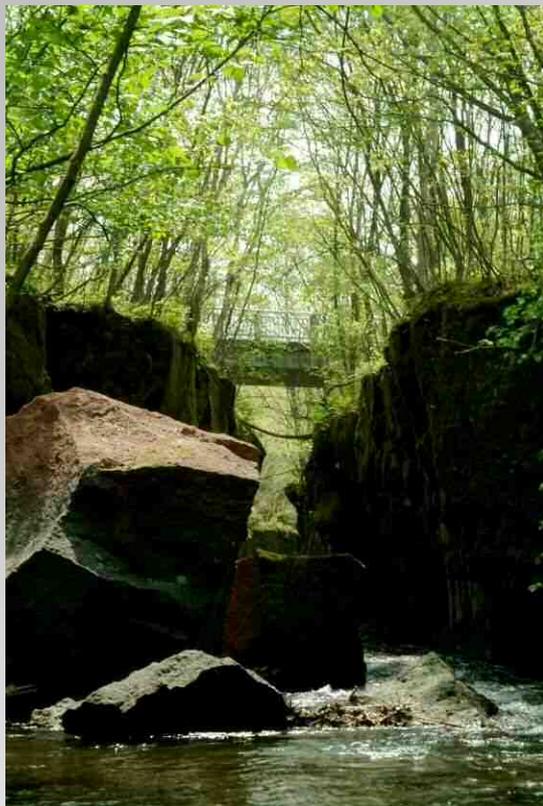
●樽前山



●ウトナイ湖

②丘陵地の緑の保全

<p>事業方針</p>	<p>市街地と樽前山との間に広がる広大な丘陵地には、自然保護地区や鳥獣保護区など現行法制度により保全されている自然地が展開しています。市街地の背後にあるこれらの緑は、苫小牧市の環境向上や景観形成を図るうえで大きな役割を果たしており、これからの保全します。</p>
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樽前山丘陵地樹林ゾーンの保全
<p>実施主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民：活動の協力 ● 企業：活動の連携、支援、協力 ● 行政：公有地の保全、市民・企業・行政間の連携体制整備
<p>関連施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 緑のまちづくりの連携 <ul style="list-style-type: none"> ■ 緑を守り、活かす体制の整備



● 樽前ガロー

③まちの周縁部の緑の保全

事業方針	樽前山丘陵地から広がる糸井環境緑地保護地区を中心とした市街地北側の樹林地は、市民に身近な自然環境地です。市街地周縁部に位置するこれらの緑の保全を図ります。
事業内容	・ 市街地と丘陵地樹林が接する区域の緑の保全
実施主体	● 市民：活動の協力 ● 企業：活動の連携、支援、協力 ● 行政：公有地の保全、市民・企業・行政間の連携体制整備
関連施策	⑨ 緑のまちづくりの連携 ■ 緑を守り、活かす体制の整備



● 金太郎の池

④生態系ネットワークの保全

<p>事業方針</p>	<p>苦小牧には市街地を南北に流れる河川がいくつかあります。錦多峰川、小糸魚川、苦小牧川、幌内川は市街地の緑の南北軸を構成しており、また、郊外には覚生川、勇払川、美々川、安平川が流下しています。これらの河川空間は山地・丘陵地と海を結ぶ生態系ネットワークを形成する重要な緑と位置づけ、保全に努めます。</p> <p>また、実のなる在来種を植樹するなど、動植物の生態系ネットワークの保全に努めます。</p>
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物の生息や移動経路としての役割を持つ緑のネットワークの保全
<p>実施主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民：活動の協力 ● 企業：活動の連携、支援、協力 ● 行政：公有地の保全、市民・企業・行政間の連携体制整備
<p>関連施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 緑の南北軸の活用 ⑨ 緑のまちづくりの連携 <ul style="list-style-type: none"> ■ 緑を守り、活かす体制の整備



● 勇払川源流（丸山遠見の滝）



● 市民植樹祭（高丘森林公園）

IV-2 緑を活かす（緑の活用）

整備された公園緑地などにより形成される緑豊かな環境の活用に、積極的に取り組んでいきます。

⑤市街地の緑の活用

<p>事業方針</p>	<p>都市公園や緑地などの整備や緑化に当たっては、市民の意見を取り入れながら、公園ごとに機能の再編や役割の分担など、既存ストックを有効に活用し、地域の特性に合わせた整備を進めるとともに、ユニバーサルデザイン（※5）、省エネルギーなどについても配慮します。</p> <p>また、人口減少・超高齢社会を迎えるにあたって、市民への安全で快適な生活環境の実現と維持管理費削減の両立を目指した取り組みを進めるため、「苫小牧市公園施設長寿命化計画」に基づく施設の改築・更新に合わせて適正な緑化を進めることや、「公共施設樹木適正化事業」の検証結果に基づく適正な樹木配置などによる維持管理を進めます。</p> <p>企業敷地についても、積極的な連携を図り、新たな緑化の可能性を検討します。</p>
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な環境の場としての活用 ・ レクリエーション空間としての活用 ・ 都市公園の有効活用 ・ 防災機能としての活用 ・ 美しい風景としての活用 ・ 公共施設樹木適正化事業
<p>実施主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民：意見や要望の提供、管理の協力 ● 企業：企業敷地内の緑化 ● 行政：地域の特性を活かした整備の推進
<p>関連施策</p>	<p>⑨ 緑のまちづくりの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緑を守り、活かす体制の整備

※ 5 ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは「できるだけ多くの人が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること」と定義され、“すべての人が人生のある時点で何らかの障がいを持つ”ということをも、発想の起点としている。

【参考：ユニバーサルデザイン 01号（発行ジー・バイ・ケイ 1998年6月）】

⑥緑の南北軸の活用

<p>事業方針</p>	<p>山と海の自然を結ぶ緑の南北軸として、市民や企業の協力を得ながら、道路空間や河川空間を活用していきます。</p> <p>また、公園緑地や公共施設、教育・文化施設などの間を自転車・歩行者がスムーズに行き来できるよう整備されたネットワークの活用に努めます。</p> <p>ユニバーサルデザイン（※5）の視点を重視して、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。</p>
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地から北側（丘）や南側（海）へのアクセス向上 ・ 緑の拠点を結ぶ緑の南北軸の活用 ・ 河川などの水の南北軸の活用
<p>実施主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民： ● 企業： ● 行政： <p>連携による緑の南北軸の活用</p>
<p>関連施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ④ 生態系ネットワークの保全 ⑤ 市街地の緑の活用 ⑦ 緑の東西軸の活用 ⑨ 緑のまちづくりの連携 ■ 緑を守り、活かす体制の整備 ⑪ 市民緑化の支援

※5 ユニバーサル
デザイン
(→p.51)



図 4-4 緑の南北軸のイメージ

⑦緑の東西軸の活用

<p>事業方針</p>	<p>苫小牧市の市街地は東西に広がっており、例えば錦岡と沼ノ端では約 20km の距離があります。この特性を念頭に道路空間の緑化、緑道整備、公共施設空間や住宅地の緑化などを進めてきました。今後は、東西を結ぶ緑のネットワークの活用を努めます。</p> <p>市民に最も身近な公共空間となる緑化された道路を、ウォーキングやランニングなどのレクリエーションにも活用できるよう努めます。</p>
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要施設を結ぶ緑のネットワークの活用
<p>実施主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民： ● 企業： ● 行政： <p>連携による緑の東西軸の活用</p>
<p>関連施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 市街地の緑の活用 ⑥ 緑の南北軸の活用 ⑨ 緑のまちづくりの連携 <ul style="list-style-type: none"> ■ 緑を守り、活かす体制の整備 ⑪ 市民緑化の支援



図 4-5 「緑の東西軸」のイメージ

⑧海辺の活用

事業方針	苦小牧市は、長い海岸線を持っているものの、市民意識の中では海が身近な存在とはなっていません。海を親しみやすい場としていくとともに、市街地と海岸を結ぶ動線の活用に努めます。
事業内容	・ 海岸や港湾などの海辺の活用
実施主体	● 市民：管理の協力 ● 企業：管理の協力 ● 行政：良好な海岸の整備・保全 市街地と海岸を結ぶ動線の活用
関連施策	⑤ 市街地の緑の活用 ■ レクリエーション空間としての活用



● ふるさと海岸

IV-3 緑と暮らす（緑の活動）

市民が日常生活の中で、緑とともに暮らし、地域の緑に対して常に意識できるような環境づくりや体制の充実に努めます。

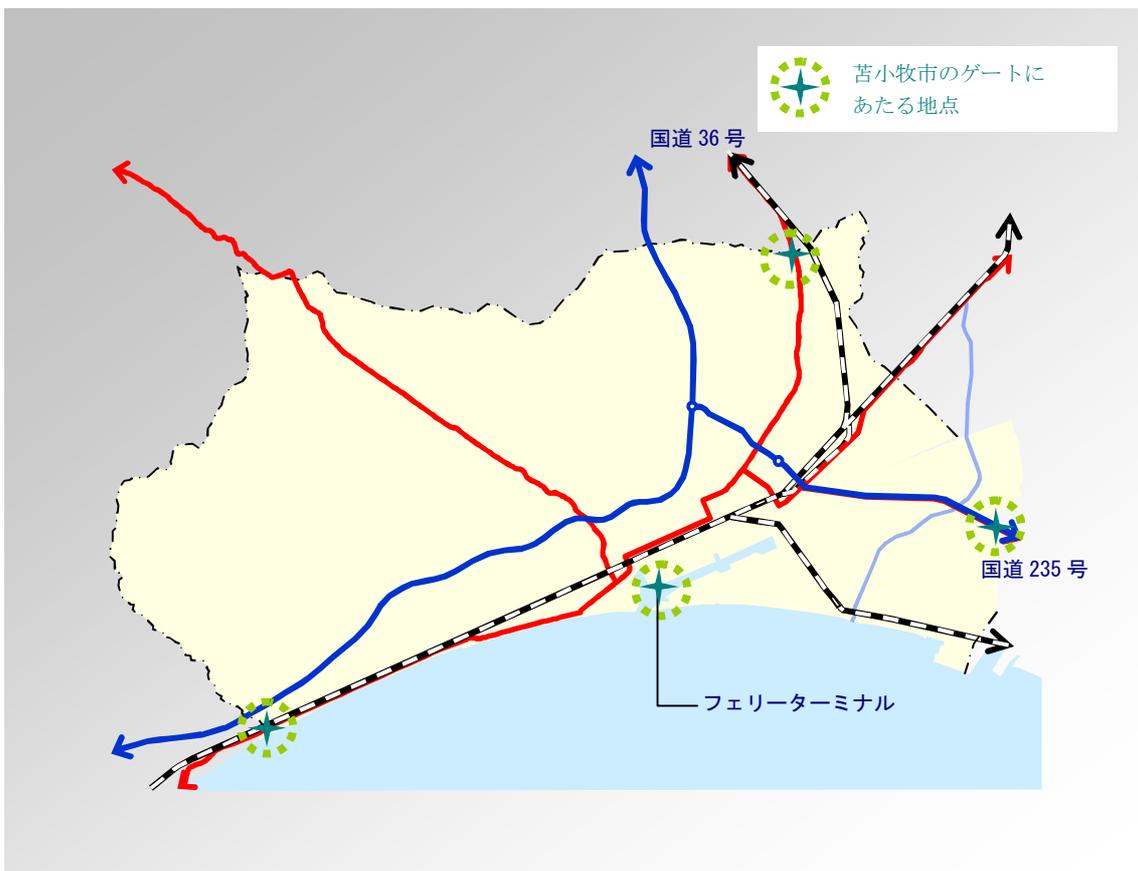
⑨緑のまちづくりの連携

<p>事業方針</p>	<p>緑豊かな苦小牧市の創出を目指し、市民や企業、行政が一体となって取り組むことができる連携体制を構築するとともに、総合的な観点から適正な緑のまちづくりを進めるための行政組織や仕組みについて検討します。</p> <p>緑のリサイクル、緑の情報の共有化などについても取り組みを進めます。市民・企業・行政が一体となった緑化活動の連携に取り組みます。</p>
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑を守り、活かす体制の整備 ・ 緑のリサイクル ・ 緑の情報の共有化
<p>実施主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民： ● 企業： ● 行政： <p>情報共有など緑のまちづくりの連携</p>
<p>関連施策</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① シンボリックな緑の保全 ② 丘陵地の緑の保全 ③ まちの周縁部の緑の保全 ④ 生態系ネットワークの保全 ⑤ 市街地の緑の活用 ⑥ 緑の南北軸の活用 ⑦ 緑の東西軸の活用 ⑩ 歓迎の緑

⑩ 「歓迎の緑」

<p>事業方針</p>	<p>苦小牧市のゲート（玄関口）に当たる地点に良好な緑を形成し、訪れる人へのもてなしの気持ちを表します。道路のゲートとして、国道36号沿道など、海のゲートとしてはフェリーターミナルがあり、各地点の特性を考慮しつつ緑と花で彩り、苦小牧市を印象づける演出に努めます。</p>
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちのゲートの緑化
<p>実施主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民： ● 企業： ● 行政： <p>） 拠点の緑化・維持管理</p>
<p>関連施策</p>	<p>⑨ 緑のまちづくりの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緑を守り、活かす体制の整備

図 「歓迎の緑」配置図



①市民緑化の支援

事業方針	市民が身近な公園などで緑のまちづくり活動を行う機会や場所を提供します。そのための技術的な支援策についても市民・企業・行政が連携を図れるよう取り組みます。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑のまちづくりへの市民参加（アダプトプログラム（※6）） ・ 市民、企業の取り組みに対する行政の連携・支援（緑化推進基金）
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民：緑にかかわる市民活動の実施 ● 企業：緑にかかわる市民活動の支援、実施 ● 行政：緑にかかわる市民活動の支援

※6 アダプトプログラム

アダプトプログラムは、1985年にアメリカで「アダプト・ア・ハイウェイ」として始まりました。アダプト（adopt）とは養子縁組のこと。つまり、住民団体や企業が「道の里親」になり、引き受けた身近な道路の区間で、道路の世話（清掃や植栽の管理）を担ってもらうというものです。道路管理者はその見返りとして団体名を記した表示板を道路沿いに立てます。

企業や団体にとっては社会貢献を具体的な形でアピールでき、道路を利用する住民にとっては、よりきめ細かなサービスを受けられるというメリットがあります。また、表示板の存在がポイ捨ての抑止力になり、「自分の町は自分できれいにする」という住民の地域への帰属意識の向上という効果も期待されます。

【参考：北海道ーアダプト・プログラムの可能性と展開】

※ 苫小牧市では道路や公園などの公共施設において、住民などのボランティアによる環境美化運動を推進するために、「トマコマイクリーンアップ・サポーター制度」を平成14年度より導入しており、平成25年度現在35団体1,748名が加入され、主にパークゴルフ場や街路・公園などの清掃にご協力を頂いております。

⑫ 緑と親しむ機会の促進

<p>事業方針</p>	<p>未来を担う子どもたちが体験的に緑に関する理解を深められるよう、公園を環境学習の場として活用することや、学校の緑化などを総合学習の一環として行うことなどを教育機関に働きかけながら進めます。</p> <p>緑とふれあい、遊び、さらに指導するための技術習得の機会を設け、またそれを発揮するための機会として緑のボランティアの場や仕組みづくりに努めます。</p>
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境学習の場の提供 ・ 緑に親しむための人材づくり
<p>実施主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民：活動への参加、自立的な活動 ● 企業：活動への参加、自立的な活動 ● 行政：活動の機会づくり、環境づくり
<p>関連施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 市街地の緑の活用 ⑪ 市民緑化の支援



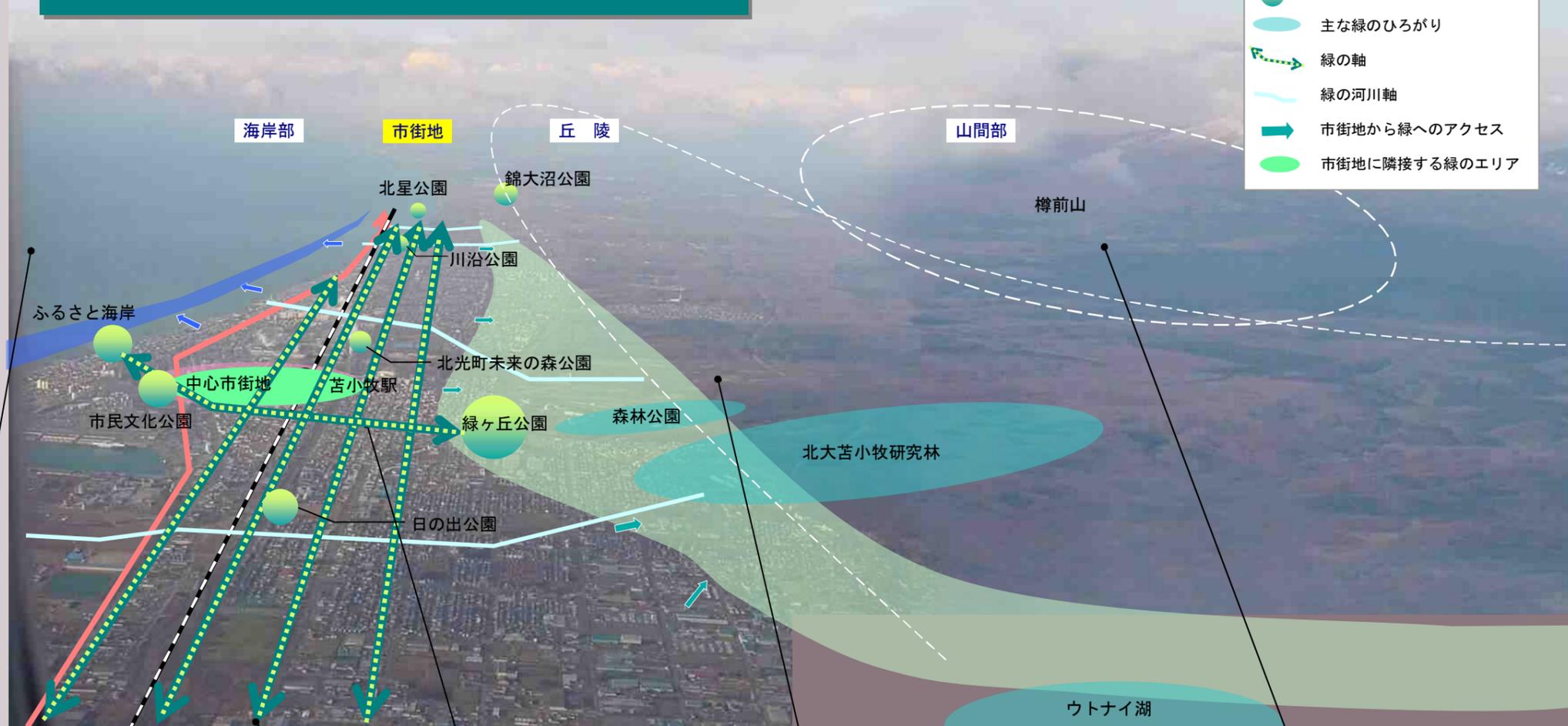
● まちの南北を緑でつなぐ



● まちの東西を緑でつなぐ

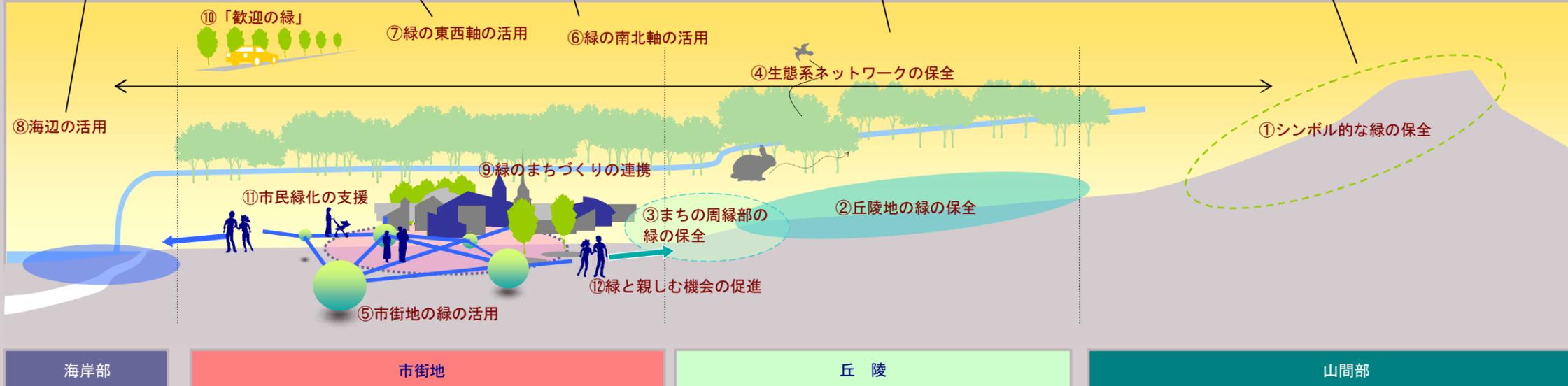


計画の理念〈緑のまちづくりのテーマ〉
樽前山・ウトナイ・太平洋を緑でつなぐまち 苫小牧



計画の基本方針

緑を守る
緑を活かす
緑と暮らす

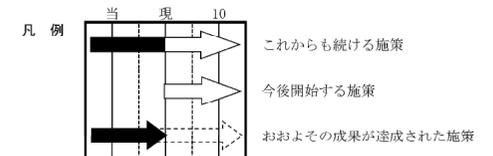


緑の基本計画 施策一覧

緑を守る
(緑の保全)

実現のための方針	実現に向けての施策	取り組みの内容
①シンボリックな緑の保全	■樽前山ゾーン緑の保全	●保全のための取り組みを進めます ・現行法制度による保全 ・保全意識の高揚を目的とする市民へのPR ・利用マナー向上のためのPR ・適正なレクリエーション利用を図るための施設整備 ・関係機関の協力体制整備 ・活動団体、ボランティアなどの協力体制の整備
	■苦小牧のシンボリックな緑の保全	●現行法制度に基づいてウトナイ湖を保全していきます ・ウトナイ湖鳥獣保護区 ●ウトナイ湖周辺の湿原を保全していきます ・苦小牧市自然環境保全地区(トキサタマップ湿原地区、勇払川古川地区、ウトナイ沼南東部砂丘地区) ・勇払川学術自然保護地区 ●「市の木」、「市の花」を守ります
②丘陵地の緑の保全	■樽前山丘陵地樹林ゾーンの保全	●現行法制度に基づいて保全していきます ・北大苦小牧研究林鳥獣保護区 ・王子山鳥獣保護区 ・錦大沼鳥獣保護区 ・苦小牧市自然環境保全地区(樽前ガロー地区) ・樽前大沼銃猟禁止区域
③まちの周縁部の緑の保全	■市街地と丘陵地樹林が接する区域の緑の保全	●現行法制度に基づいて保全していきます ・糸井環境緑地保護地区 ・苦小牧市自然環境保全地区
④生態系ネットワークの保全	■動植物の生息や移動経路としての役割を持つ緑のネットワークの保全	●生態系ネットワークを形成する主要河川を保全します ・覚生川 ・錦多峰川 ・小糸魚川 ・苦小牧川 ・幌内川 ・明野川 ・勇払川 ・美々川 ・安平川 ●在来種の実のなる樹木を植樹するなど、動植物の生態系ネットワークを保全していきます。

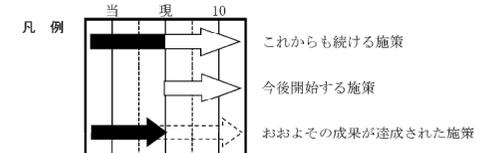
行政の役割	市民・企業などの役割	実現の目標			
		当初	現在	10年後	
・公有地の保全 ・市民・企業・行政間の連携体制整備	・活動の協力 ・活動の連携・支援・協力	[Progress bar from start to 10 years]			
・公有地の保全 ・市民・企業・行政間の連携体制整備	・活動の協力 ・活動の連携・支援・協力	[Progress bar from start to 10 years]			
・公有地の保全 ・市民・企業・行政間の連携体制整備	・活動の協力 ・活動の連携・支援・協力	[Progress bar from start to 10 years]			
・公有地の保全 ・市民・企業・行政間の連携体制整備	・活動の協力	[Progress bar from start to 10 years]			



緑を活かす
(緑の活用)

実現のための方針	実現に向けての施策	取り組みの内容
⑤市街地の緑の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■良好な緑の環境の場としての活用 ■レクリエーション空間としての活用 ■既存の都市公園の有効活用 ■防災機能としての活用 ■美しい風景としての活用 ■公共施設樹木適正化事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●形成された緑のネットワークを生態系の保全に活用します <ul style="list-style-type: none"> ・動植物の生息・生育・移動空間として、緑のネットワークを活用する ●地域住民の意見を反映する機会をつくり、都市公園の整備や適正な緑化を進めます <ul style="list-style-type: none"> ・既存公園のリニューアル ・利用者や周辺住民への聞き取りの実施 ・地域の特性を活かした公園の整備 ・公園のユニバーサルデザイン化 ●地域の子育て支援等に対応した公園のストックの再編を行います <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代が住みやすい環境づくりの促進 ・高齢者の健康増進等に寄与する取り組みの促進 ●形成された緑のネットワークを保全し、レクリエーション空間として活用します <ul style="list-style-type: none"> ・良好な樹林地や河川空間を保全し、身近な自然観察などのレクリエーション空間として活用 ●防災空間として活用します <ul style="list-style-type: none"> ・公園・道路・河川などの緑地を避難場所や避難路として活用 ●形成された緑のネットワークを適正に保全し、良好な景観として活用できるよう努めます <ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観を維持するための間引きや剪定などの適正な管理 ●花を活用し、良好な景観を形成します ●形成された緑を適正化し、活用に努めます <ul style="list-style-type: none"> ・大木化した樹木により道路標識などが隠れたり、見通しが悪くなっている状況を改善するため、間引きや剪定などによる緑の適正化
⑥緑の南北軸の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■市街地から北側（丘）や南側（海）へのアクセス向上 ■緑の拠点を結ぶ緑の南北軸の活用 ■河川による水の南北軸の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●丘陵地の緑や海辺へ、市街地から行き来しやすくなるよう整備に努めます <ul style="list-style-type: none"> ・歩道整備の充実 ・施設のバリアフリー化 ・駐車場、サインの整備 ●中心市街地に丘と海を結ぶ緑の南北軸の活用に努めます <ul style="list-style-type: none"> ・緑ヶ丘公園～苫小牧駅～市民文化公園～ふるさと海岸を結ぶ緑の軸の活用 ●河川敷地に形成された水の南北軸の活用に努めます <ul style="list-style-type: none"> ・苫小牧川 ●河川に隣接する区域との連携により形成された緑の南北軸の活用に努めます <ul style="list-style-type: none"> ・道路空間と河川空間の一体的な整備による緑地の活用
⑦緑の東西軸の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■主要施設を結ぶ緑のネットワークの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●木もれびの道や幹線道路などの緑のネットワークの活用に努めます
⑧海辺の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■海岸や港湾などの海辺の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地に隣接する海辺をもっと身近なものになるよう努めます <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと海岸への動線の充実 ・キラキラ公園などのレクリエーション空間の活用 ●港湾の親水性の向上に努めます <ul style="list-style-type: none"> ・苫小牧港

行政の役割	市民・企業などの役割	実現の目標		
		当初	現在	10年後
・現行法制度による保全	・自然保護意識の高揚 ・節度ある利用	■	■	■
・地域の特性を活かした整備の推進 ・住民参加の機会の創出	・意見や要望の提供	■	■	■
・地域の特性を活かした整備の推進 ・住民参加の機会の創出	・意見や要望の提供	■	■	■
・適切な維持管理	・節度ある利用	■	■	■
・適切な維持管理	・避難場所や避難路として活用	■	■	■
・適切な維持管理	・企業敷地内の緑化 ・民有地の緑化 管理への協力	■	■	■
・維持管理や再整備時等における緑の適正化	・緑に関する情報の提供	■	■	■
・各関係機関のイメージの共有化		■	■	■
・各関係機関のイメージの共有化	・緑の南北軸のイメージの共有化	■	■	■
・各関係機関のイメージの共有化 ・河川事業、道路事業など、関連する事業の調整	・緑の南北軸の活用	■	■	■
・関係機関の調整 ・各事業間の調整	・緑の東西軸の活用	■	■	■
・良好な海岸の整備・保全 ・市街地と海岸を結ぶ動線の活用	・自然保護意識の高揚 ・節度ある利用 ・管理の協力	■	■	■
・港湾の親水空間化 ・関係機関の調整	・親水空間の活用	■	■	■



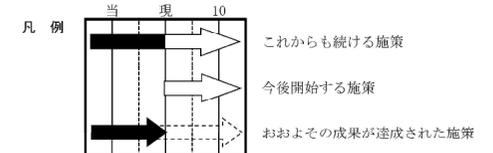
緑の基本計画 施策一覧

緑と暮らす
(緑の活動)

実現のための方針	実現に向けての施策	取り組みの内容
⑨緑のまちづくりの連携	■緑を守り、活かす体制の整備	●行政のなかに、緑のまちづくりに関する組織の連携に努めます ・緑に関する施策を担当する横断的な組織の連携
	■緑のリサイクル	●緑を最後までまちづくりに役立てます ・剪定枝のウッドチップ化 ・落ち葉のリサイクル ・グリーンバンク
	■緑の情報の共有化	●緑に関する情報収集 ・市民や専門家などからの情報収集 ・各種調査の継続 ●緑に関する情報発信 ・広報誌、インターネット、テレビなどマスメディアを活用した情報発信 ・緑の情報のマップ化及びデータベース化
⑩「歓迎の緑」	■まちのゲートの緑化	●苫小牧市の玄関口を緑で彩るよう努めます ・人間環境都市像「緑の環」（国道36号沿、国道235号・フェリーターミナル
⑪市民緑化の支援	■緑のまちづくりへの市民参加	●市民や企業が身近な緑のまちづくりに参加できる機会を設けます ・トマコマイクリーンアップサポーター制度 ・町内会などの地域コミュニティへの参加の推進
	■市民・企業の取り組みに対する行政の連携・支援	●緑化活動を支援します ・講習会・観察会の開催 ・苗木などの緑化材料の提供 ・緑化相談による庭づくり・花づくりの方法紹介などの情報提供 ●緑化推進基金を活用します ・市費と寄付金による積み立てを行い、果実（利息）を苫小牧市の緑づくりに活用
⑫緑と親しむ機会の促進	■環境学習の場の提供	●緑と自然の大切さを学ぶ場の提供 ・地域住民（子供を含む）との協力で整備作業を行い、緑と自然の大切さを学ぶ ●緑化に対する意識と知識を高めていきます ・緑について考える機会の増進
	■緑に親しむための人材づくり	●公園や緑の利用に関するリーダーの養成に努めます ・講習会など技術習得の機会の提供

行政の役割	市民・企業などの役割	実現の目標		
		当初	現在	10年後
・関係部局間の連携	・施策への協力	■	■	■
・リサイクルシステムの立ち上げ ・関係機関・企業・市民の調整	・リサイクル活動への参加 ・リサイクルシステムの運営	■	■	■
・情報を共有するためのしくみづくりと管理 ・情報の共有と活用のためのルールづくり	・情報の提供	■	■	■
・情報媒体の確保 ・情報の共有と活用のためのルールづくり	・情報の発信 ・情報の活用	■	■	■
・ノウハウを共有する場づくり	・ノウハウの提供 ・ノウハウの活用	■	■	■
・関係機関への働きかけ・調整	・花づくり・緑づくりと維持管理	■	■	■
・利用可能な場所の選定 ・制度の継続 ・収集された廃棄物の処理や、参加者の安全確保のための保険加入など、活動の支援	・活動グループの組織化 ・継続的な緑づくりの実施 ・アダプトプログラムへの参加	■	■	■
・より参加しやすい手法の検討	・緑化活動の実施・参加 ・緑化活動への支援の活用	■	■	■
・緑の募金の実施 ・基金活用事業の立案	・緑の募金の協力 ・基金の活用	■	■	■
・学校への働きかけ ・関係組織が連携するためのコーディネート	・活動への参加協力 ・自立的な活動	■	■	■
・活動の機会や組織のコーディネート	・活動への参加 ・活動場所の提供 ・自立的な活動	■	■	■
・講習会の開催	・知識・技能の習得 ・ボランティア活動への参加協力	■	■	■

63



■ 施策の方針図

■ 苫小牧市緑の基本計画

■ 施設緑地一覧表

種別	図面対象番号	名称
近隣公園	N-1	西町公園
	N-2	住吉公園
	N-3	双葉町1号公園
	N-4	沼ノ端中央公園
	N-5	花園公園
	N-6	港公園
	N-7	糸井公園
	N-8	あかつき公園
	N-9	中央公園
	N-10	澄川公園
	N-11	草笛公園
	N-12	豊盛公園
	N-13	清川公園
	N-14	一本松公園
	N-15	新生台公園
	N-16	勇払友達公園
	N-17	鈴蘭公園
	N-18	のぞみ公園
	N-19	すこやか公園
	N-20	あけの公園
	N-21	たくみ公園
	N-22	みのり公園
	N-23	ゆたか公園
	N-24	陸軍公園
	N-25	錦多峰公園
	N-26	清流公園
	N-27	花祥公園
	N-28	美園公園
	N-29	明野みはらし公園
	N-30	緑葉公園
	N-31	白鳥公園
	N-32	新菜公園
	N-33	勇払ふるさと公園
	N-34	真砂公園
	N-35	日吉運動公園
	N-36	植苗ファミリー公園
	N-37	沼ノ端東公園

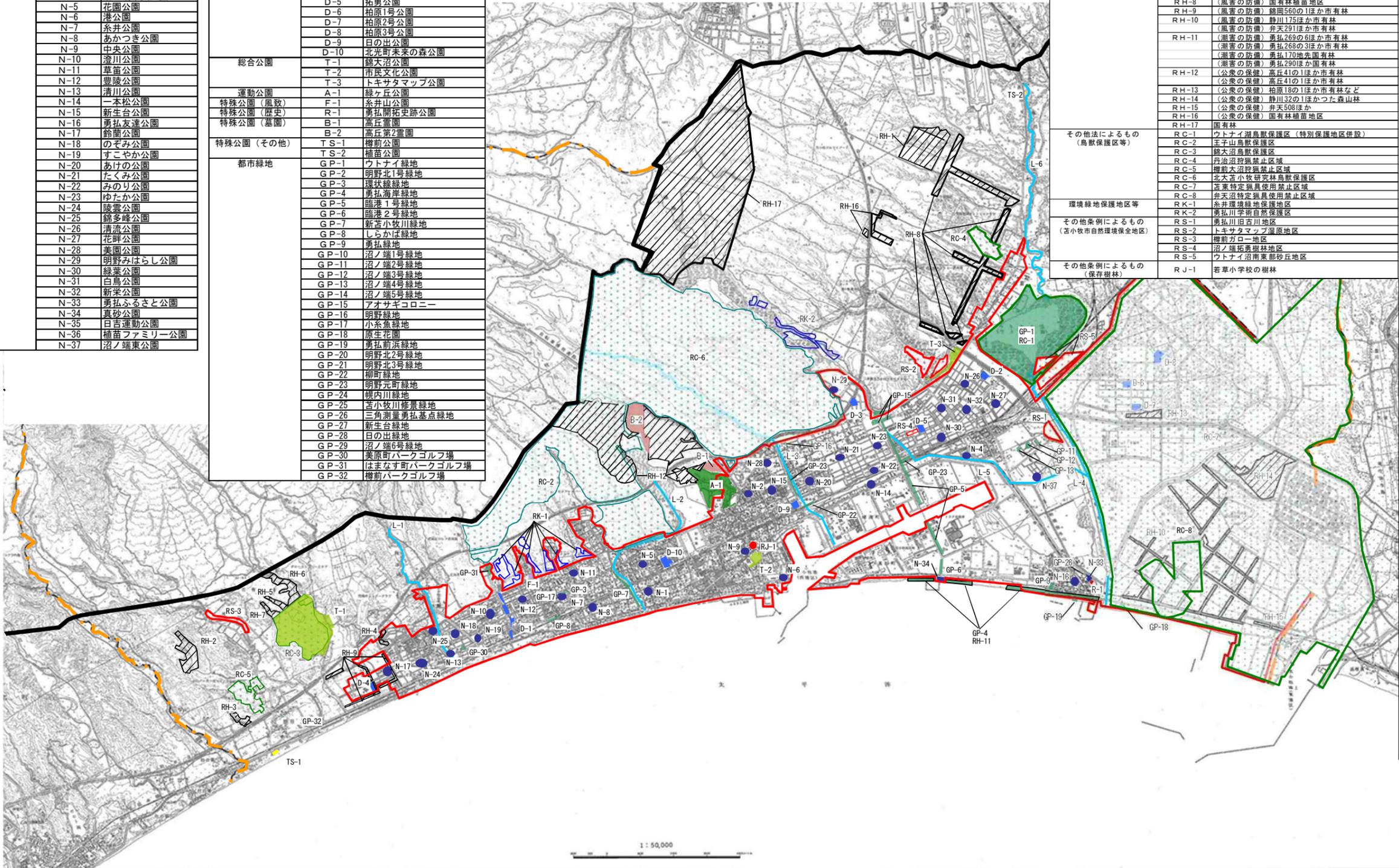
種別	図面対象番号	名称
地区公園	D-1	川治公園
	D-2	勇の原公園
	D-3	明野北公園
	D-4	北星公園
	D-5	拓原公園
	D-6	柏原1号公園
	D-7	柏原2号公園
	D-8	柏原3号公園
	D-9	日の出公園
	D-10	北光町未来の森公園
総合公園	T-1	錦大沼公園
	T-2	市民文化公園
	T-3	トキサタマップ公園
運動公園	A-1	緑ヶ丘公園
特殊公園(風致)	F-1	糸井山公園
	R-1	勇払開拓史跡公園
特殊公園(歴史)	B-1	高丘墓園
	B-2	高丘第2墓園
特殊公園(墓園)	TS-1	樽前公園
特殊公園(その他)	TS-2	植苗公園
都市緑地	GP-1	ウトナイ緑地
	GP-2	明野北1号緑地
	GP-3	環状緑地
	GP-4	勇払海岸緑地
	GP-5	臨港1号緑地
	GP-6	臨港2号緑地
	GP-7	新苫小牧川緑地
	GP-8	しらぼ緑地
	GP-9	勇払緑地
	GP-10	沼ノ端1号緑地
	GP-11	沼ノ端2号緑地
	GP-12	沼ノ端3号緑地
	GP-13	沼ノ端4号緑地
	GP-14	沼ノ端5号緑地
	GP-15	アオサギコロニー
	GP-16	明野緑地
	GP-17	小糸魚緑地
	GP-18	原生花園
	GP-19	勇払前浜緑地
	GP-20	明野北2号緑地
	GP-21	明野北3号緑地
	GP-22	柳町緑地
	GP-23	明野元町緑地
	GP-24	幌内川緑地
	GP-25	苫小牧川修景緑地
	GP-26	三角測量勇払基点緑地
	GP-27	新生台緑地
	GP-28	日の出緑地
	GP-29	沼ノ端6号緑地
	GP-30	美原町パークゴルフ場
	GP-31	はまなす町パークゴルフ場
	GP-32	樽前パークゴルフ場

■ 地域制緑地一覧表

種別	図面対象番号	名称
河川区域	L-1	錦多峰川
	L-2	苫小牧川
	L-3	幌内川
	L-4	勇払川
	L-5	明野川
	L-6	美々川
保安林	RH-1	(水源のかん養) 美沢317ほか市有林
	RH-2	(土砂流出防備) 樽前445ほかTBS1の沢など
	RH-3	(土砂流出防備) 樽前248の1ほか北の沢
	RH-4	(土砂流出防備) 錦園495の2ほかジョイランドの沢
	RH-5	(土砂流出防備) 樽前421の1ほか鏡大沼の沢
	RH-6	(土砂流出防備) 樽前421の1ほか覚生の沢
	RH-7	(土砂流出防備) 樽前421の1ほか放牧場の沢
	RH-8	(風害の防備) 国有林植苗地区
	RH-9	(風害の防備) 錦園560の1ほか市有林
	RH-10	(風害の防備) 静川175ほか市有林
	RH-11	(風害の防備) 弁天291ほか市有林
	RH-12	(潮害の防備) 勇払269の6ほか市有林
	RH-13	(潮害の防備) 勇払268の3ほか市有林
	RH-14	(潮害の防備) 勇払170地先国有林
	RH-15	(公衆の保健) 勇払290ほか国有林
	RH-16	(公衆の保健) 高丘41の1ほか市有林
	RH-17	(公衆の保健) 高丘41の1ほか市有林
その他法によるもの(鳥獣保護区等)	RC-1	ウトナイ湖鳥獣保護区(特別保護地区併設)
	RC-2	王子山鳥獣保護区
	RC-3	錦大沼鳥獣保護区
	RC-4	丹波沼野鳥獣保護区
	RC-5	樽前大沼野鳥獣保護区
	RC-6	北太苫小牧研究鳥獣保護区
	RC-7	芝罎特定猟具使用禁止区域
	RC-8	弁天沼特定猟具使用禁止区域
環境緑地保護地区等	RK-1	糸井環境緑地保護地区
	RK-2	勇払川学術自然保護区
	RS-1	勇払川旧古川地区
	RS-2	トキサタマップ湖原地区
	RS-3	樽前ガロー地区
その他条例によるもの(苫小牧市自然環境保全地区)	RS-4	沼ノ端勇払林地区
	RS-5	ウトナイ沼南東部砂丘地区
	RJ-1	若草小学校の樹林

凡例

- 近隣公園 (N)
- 地区公園 (D)
- 総合公園 (T)
- 運動公園 (A)
- 特殊公園(風致) (F)
- 特殊公園(歴史) (R)
- 特殊公園(墓園) (B)
- 特殊公園(その他) (TS)
- 都市緑地 (GP)
- 河川区域 (L)
- 保安林 (RH)
- その他法によるもの(鳥獣保護区) (RC)
- 環境緑地保護地区 (RK)
- その他条例によるもの(苫小牧市自然環境保全地区) (RS)
- その他条例によるもの(保存樹林) (RJ)
- 行政区域
- 都市計画区域
- 市街化区域(現況)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図を複製したものである。(承認番号 平27情復、第463号)

V. 計画の実現に向けて

V. 計画の実現に向けて

緑の将来像を実現するためには、本計画の実効性を高め緑化事業や施策を着実に進めていくことに加え、進捗状況を把握し、次の計画に反映させていかなければなりません。

そこで、本計画では、PDCAサイクルによる進捗管理を取り入れることにより、計画の実効性を高めるとともに、関連計画の改訂や社会情勢の変化などに適宜対応していきます。

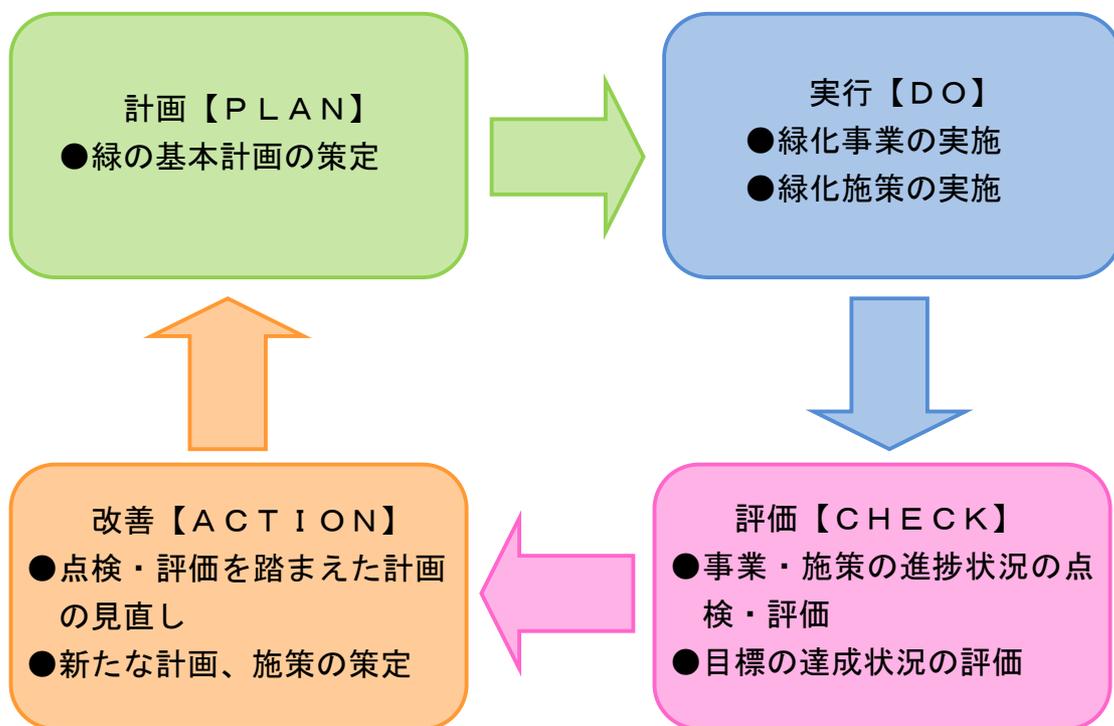


図 5-1 PDCAサイクル概念図

VI. 綠化基準

VI. 緑化基準

VI-1 都市公園

都市公園の整備に当たっては、緑豊かで自然に親しみやすい環境の確保のため、公園の種別ごとに以下の緑化面積率の確保を図ります。

公園種別	緑化面積率
街区公園	30%
近隣公園	50%
地区公園	50%
総合公園	50%
運動公園	30%
緩衝緑地・緑道	70%
都市緑地	80%
墓園	60%
その他	整備を行う区域での自然環境を著しく 改変しないこと

※ただし水面が存在する場合にはこれを公園面積から除く

※緑化面積率＝緑化面積／公園面積

(緑化面積：樹木が生育する区域、管理された芝生地や地被植物に覆われた区域、屋上等緑化区域など)

表 6-1 都市公園の緑化基準

VI-2 その他施設

市民にゆとりと潤いをもたらし、人々の諸活動の基盤を彩り、快適な生活環境を創出するとともに、良好な景観の創出に資する緑を積極的に保全・創出するため、以下の緑化面積率等の基準を設けます。

ただし、各種法令等によって定められているもの以外については、施設の利用状況などの理由により、これによりがたい場合は、この限りではない。

種別	緑化面積率		緑地帯幅員	備考
学校	20%		—	※緑化面積率＝緑化面積/敷地面積
公営住宅	20%		—	※緑化面積率＝緑化面積/敷地面積
病院	15%		—	※緑化面積率＝緑化面積/敷地面積
その他公共施設	20%		—	※緑化面積率＝緑化面積/敷地面積
工場・事務所	敷地規模			※緑化面積率＝緑化面積/敷地面積
	0.05ha未満	10%	—	
	0.05ha以上 0.30ha未満	10%	1.5m	
	0.30ha以上 0.90ha未満	15%	2.5m	
	0.90ha以上 5.00ha未満	20%	5.0m	
	5.00ha以上 15.00ha未満		10.0m	
	15.00ha以上 25.00ha未満		15.0m	
25.00ha以上	20.0m			

表 6-2 その他施設の緑化基準

🌿 苫小牧市の木、木の花、草の花 🌿



市の木 ナナカマド

(昭和 48 年 3 月 15 日制定)

市民の緑化思想と自然保護の高揚を図るため開基 100 年を記念して制定されました。バラ科の落葉高木で 6 月～7 月に小さな白い花を咲かせ 10 月には光沢のある赤い実をつけます。市の気候や風土に適しているため、街路樹に多く用いられており、秋の紅葉は特に美しい景観となり、市民に親しまれています。



市の木の花 ハスカップ

(昭和 61 年 9 月 27 日制定)

勇払原野に多く自生しており、和名をスイカズラ科クロミノウグイスカグラと言い、6 月に淡黄色のラッパ状のかれんな花を咲かせます。15mm ほどの濃い青紫色の実は、アイヌの人たちが不老長寿の薬として珍重したもので独特の酸味があり、お菓子やワイン、ジャムなどに利用されています。高丘森林公園内にはハスカップ園があります。



市の草の花 ハナショウブ

(昭和 61 年 9 月 27 日制定)

市民憲章制定 1 周年記念として制定されたもので、ハナショウブにはアヤメやカキツバタなども含まれています。アヤメ科の宿根草で、花期は 7 月～8 月で紫、白、紅紫と豊富な花の色は庭園などでよく栽培されています。市内では錦大沼ハナショウブ園が見どころとなっています。

苫小牧市 緑の基本計画
【平成 16 年（2004 年）3 月策定】
【平成 28 年（2016 年）3 月改定】

苫小牧市都市建設部緑地公園課

〒053-8722 苫小牧市旭町 4 丁目 5 番 6 号
電 話：0144-32-6500 FAX：0144-33-0905
H P：<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>
E-mail：ryokuti@city.tomakomai.hokkaido.jp